

# 文教福祉常任委員会 会議録

令和3年3月12日（金）午前10時～  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 文教福祉常任委員会

令和3年3月12日(金)午前10時～

議会委員会室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 執行部あいさつ
5. 議事

### 【現地調査】

- ① 玉里学園義務教育学校(10:30～)
- ② よつば幼稚園(11:30～)

### 【執行部案件】

- ① 議案第 7 号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第 8 号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第 9 号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ④ 議案第 10 号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑤ 議案第 11 号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑥ 議案第 12 号 小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑦ 議案第 16 号 小美玉市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- ⑧ 議案第 17 号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑨ 議案第 18 号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例について

- ⑩ 議案第 19 号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑪ 議案第 21 号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算(第 11 号)
- ⑫ 議案第 22 号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑬ 議案第 23 号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑭ 議案第 27 号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑮ その他

6. 閉会

出席委員（8名）

|     |            |     |             |
|-----|------------|-----|-------------|
| 2番  | 香取憲一君      | 3番  | 長津智之君（副委員長） |
| 6番  | 木村喜一君（委員長） | 7番  | 植木弘子君       |
| 9番  | 幡谷好文君      | 11番 | 長島幸男君       |
| 14番 | 小川賢治君      | 17番 | 笹目雄一君（議長）   |

欠席委員（なし）

---

付託案件説明のため出席した者

|                |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|
| 市長             | 島田穰一君  | 教育長    | 加瀬博正君  |
| 保健衛生部長         | 倉田増夫君  | 福祉部長   | 藤田誠一君  |
| 文化スポーツ<br>振興部長 | 滑川和明君  | 教育部長   | 中村均君   |
| 指導室長           | 八木健君   | 医療保険課長 | 島田視一君  |
| 医療保険課<br>参事    | 重藤辰雄君  | 健康増進課長 | 小貫智子君  |
| 健康増進課<br>参事    | 関口茂君   | 社会福祉課長 | 岡野あけみ君 |
| 介護福祉課長         | 太田由美江君 | 学校教育課長 | 片岡理一君  |
| 施設整備課長         | 長島正昭君  | 子ども課長  | 笹目浩之君  |
| 生涯学習課長         | 坂本剛君   | 生活文化課長 | 林美佐君   |
| スポーツ推進<br>課長   | 佐川光君   | 学校給食課長 | 藤田信一君  |

---

議会事務局職員出席者

書記 深作治

---

午前 9時55分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（長津智之君） 皆さん、おはようございます。

定刻より若干早いですけれども、皆さんの熱意で全員集まっていますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開催したいと思います。

最初に委員長挨拶、木村委員長よりお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、当委員会の開催に当たり、島田市長をはじめ、教育長、そして関係課長の皆様にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

今回の委員会においてもいまだに終息が見えないコロナ禍の中での開催となり、一部の高齢者施設ではクラスター化しているとのことで、全く予断を許さない状況であり、感染者数も91人と、石岡を含めて一気に増えております。

そのような中でも所轄事業のほうは順調に進められ、令和3年度より玉里学園義務教育学校の開校やよつば幼稚園の開園など、これから現地確認をさせていただくわけですが、こうした明るい話題も出てきており、とても喜ばしい限りです。

一方で、コロナの長期化により、子供の貧困や弱い立ち位置の女性の生活困窮がますます深刻となり、国においてはひとり親世帯の現金給付など、いろいろと議論されているようです。

いずれにしても、業務上のアンテナを高くして、広く情報収集いただき、新たな制度の決定がなされた際には迅速な対応が取れるように常に体制を整えて、弱いお立場の人たちへの支援を円滑に進めていただけますようお願いしております。

では、本日の議事、2か所の現地調査と議案14件、最後にその他とございますが、適正かつ円滑な委員会運営が執り行えるよう努めてまいりますので、長丁場となることが予想されますが、最後までご協力のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

本日はお願いします。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、笹目議長、よろしく申し上げます。

○議長（笹目雄一君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会にお集まりいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいま委員長からお話がありましたが、本日は議案が14件となっております。さらに午前中のうちに、4月6日に開校、開園を迎えます玉里学園義務教育学校とよつば幼稚園の2か所の現地視察があるということですので、立派な新校舎や園児のために改修された竹原小学校内の施設を見てまいりたいということですので、1日がかかりとなりますが、よろしくお願いたします。

また、議案のほうは、補正予算、条例の一部改正等、たくさんございますが、執行部の皆様方には簡潔明瞭な説明をお願い申し上げ、また、委員各位におかれましては慎重なる審査をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、今日、島田市長が出席しておりますので、島田市長よりよろしくお願します。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。

委員の皆さんには、先ほど来、話がありますように、コロナ禍の中での文教福祉常任委員会の付託審査ということで、本当にご苦労さまでございます。また、今日は現地調査ということで、義務教育学校、さらにはよつば幼稚園の状況を調査をするということでございます。ちょっと寒い状況でございますので、健康管理をされて、調査をよろしくお願するところでございます。

また、過日、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計、ご審査をいただいていただきました。誠にありがとうございました。

これからも令和3年度、皆様のご支援、ご協力いただき、共に力を合わせてさらに発展する小美玉市を築いていかなければいけないということでございますので、よろしくお願したいと思います。

また、昨日は東日本大震災から10年ということで、各地でいろいろ防災・減災に向けてイベントが行われたということでございましたが、我が市におきましては半旗を掲げ、亡くなられた多くの皆様方、また行方不明の皆さん方にも哀悼の意を表したということでございました。

また、それに合わせて小美玉市で爆破予告があったということで、皆さん方には大変ご心配をかけたところでございますが、石岡署はじめ関係者の皆様のご協力により調査をし、何もなかったということで、無事、爆破事件については解決したわけではありますが、2時から3時まで3施設を閉庁したということでございますので、大変迷惑もかけたところが多々

あったのかなど。特に今、税金の申告の時期ということで、そういう方々にも大変迷惑をかけたところがあったかと思えます。これからもそういうことには十分注意をしながら、また、ご理解をいただいた皆さん方にも感謝を申し上げながらということで進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、今日の新聞に大変ありがたい記事が載っておりまして、15周年の市民の日記念事業としての一環、地元産の食材を使った献立ということで、今、小中学生、幼稚園の皆さん方にも、小美玉まるごと給食ということで提供して、小美玉の味を感じていただくということでございましたが、玉里小学校の記事が掲載されておりまして、特に玉里小学校は、ただいまありましたように小学校が閉校になって義務教育学校に新しくなって、新たなスタートが切られた。長い歴史を振り返って、そういう感じの中での食。さらには、給食センターも玉里から小美玉にということで、いろいろと変化のある状況の中での15周年を感じて食を味わっていただいたということでございました。それぞれ変わった環境の中で生活というか、学ばなければいけない子供たちにも十分配慮をしていかなければいけないなど感じるところでございますので、校長先生はじめ諸先生方にも、こういう変わり目の中での教育というものを十分していただけないかなということで、お話をしたところでございますので、どうか委員の皆さん方にも、今日視察をしたり、またこれからそういうそれぞれの皆さん方にも、こういう15周年、さらには新たに変わる義務教育学校、さらには北小中学校も同じように令和4年度からスタートされるわけでありまして、ご配慮いただければ大変ありがたいとお願ひを申し上げます。

また、今日は、付託審議14件あるということでございますので、大変長い時間をかけての審査になろうかと思えます。それぞれ慎重なる審査をいただいて、我々もしっかり説明をし、ご理解をいただけるように頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ご苦勞さまです。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行は、木村委員長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

○委員長（木村喜一君） 議事に入る前に、本日、福島議員、また、島田議員が傍聴をなされ、さらに議員インターン制度により、県内の大学生お三方も傍聴いたします。

現地調査と併せて許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、3月8日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

まず、本日の審査に先立ち、本年4月開校の玉里学園義務教育学校と、同じく4月開園のよつば幼稚園の現地調査を実施いたしますので、正面玄関のほうにご移動をお願いいたします。

担当部署以外の方は、午後1時30分再開を予定しておりますので、改めてご参集願います。それでは、ご移動のほうをお願いいたします。

コロナ禍ですので、少人数、短時間で行いますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願います。

午前10時10分 現地調査

午前11時40分

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（木村喜一君） それでは、午前中に引き続き議事を再開いたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

議案第7号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） それでは、ただいまより議案第7号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正するため、この案を提出するものでございます。

地方税法施行令の改正内容としましては、個人所得課税において給与所得控除及び公的年金控除の額がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられたことに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう、軽減判定所得について所要の改



正を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

第23条第1号でございますが、こちらは国民健康保険税の7割軽減判定所得の算定基準額について、基礎控除額を43万円に引き上げるとともに、加算額を被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額とするように改正するものでございます。

2ページ以降の第2号につきましては5割軽減について、第3号につきましては2割軽減についての同じ内容の改正となっております。

議案第7号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） それでは、議案第8号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご審議のほうをお願いいたします。

小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、介護保険法の改正及び第8期小美玉市介護保険事業計画の策定に伴いまして、必要な改正を行うため、この案を提出するものであります。

具体的理由といたしまして、小美玉市第8期介護保険事業計画にのっとりまして、介護保険料を変更いたします。また、令和3年2月17日付、厚生労働省老健局長通知に基づきまして、第1号被保険者の保険料にかかります市町村民税、本人課税層に当たる10段階のうち6段階から10段階の基準所得金額について変更し、さらに1段階から第3段階の低所得者保険料軽減後の保険料率について、介護保険料の変更に伴い定めるものでございます。

5枚目の資料、新旧対照表のほうをご覧くださいと存じます。

主な内容について簡潔に、すみませんが、ご説明申し上げます。

第8条の1行目のところは、年度のほうを令和3年度から5年度までに改めてございます。

その下、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)とございますけれども、第1号につきましては「3万2,100円」に変更いたします。第2号については「4万8,100円」の改正となります。第3号につきましては「4万8,100円」、第4号は「5万7,700円」、第5号が「6万4,200円」、第6号が「7万7,000円」でございまして、その第7号中の「200万円」という上限のところは「210万円」に、第8号中が「9万6,300万円」に改めまして、「300万円」でしたのが「320万円」、第9号中、「10万7,100円」が「10万9,100円」で「400万円」の所得分が「430万円」、その次の次のページ、4の3まで飛びますけれども、10号中、「11万9,700円」が「12万1,900円」に改めるものでございます。

同条、低所得者保険料軽減というところもございまして、その年度を改めるものと、1号が「1万8,900円」が「1万9,200円」に、同条3項中、「4万7,200円」が「4万8,100円」に、「3万1,500円」を「3万2,100円」に改めるものです。同条4項中、「4万7,200円」が「4万8,100円」に、「4万4,100円」が「4万4,900円」に改められるものでございます。

一番最後4の4のところの附則につきましては、附則の12、13、14、15のほうを加えてございますけれども、これは令和3年度からの住民税の制度改正に伴いまして、介護保険サービスを利用する方への不利益が生じないように配慮した令和3年度から5年度までの経過措置となります。

すみません、不十分な説明で申し訳ございませんが、以上、審議のほうよろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

植木委員。

○7番（植木弘子君） お疲れさまです。

また、初めに、昨日の爆破のことへの対応ということで、大変お疲れさまでした。何事もなくて、本当、市長、よかったです。安心しました。お疲れさまでした。

この8号につきましても、ざっと理解になってしまっているんですけども、3年ごとの見直しということで理解させていただいております。ただ、ちょっと市民の方から尋ねられていることがあるので、伺わせていただきたいと思っております。この保険率というのは、健康保険組合によって違って、各市によって所得割、均等割、平等割、資産割の4つ、財政によってそれぞれの自治体というか、その組合ごとに独自に組み合わせて検討されていっていると思います。それによって高くなる、低くなるというのがあって、ちょっと市民の皆様、その辺のことに対してどうなのかなというのがあるので、この算定というか算出について、市民の方が理解できるような範囲で、今回どんな形で出されたのか、簡単にとすると難しいかもしれないですけども、ざっと構いませんので、ご説明いただければと思います。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） ただいまの植木委員のご質問に簡単にするように努めます。

介護保険料の計算の仕方といいますのは、介護保険は3年間、今後、3年、4年、5年の3年間に必要な介護給付のお金と地域支援事業、介護予防に係るお金の合計の中から、その合計に23%を掛ける、23%というのは1号被保険者、65歳以上の方にご負担していただくのが全体の23%になるんですが。その23%をさらに調整交付金が入ったりですとか、あるいは高齢者の比率であるとか、所得段階の比率であるとかというのを掛け合わせ、さらに準備基金がございますけれども、その準備基金をある程度投入いたしまして、その結果、所得ごとに1段階から10段階あるんですけども、それで枠でといいますか、その結果出る数字でございまして、なかなか簡単にと説明が難しいんですが、小美玉市の方にとって必要なサービスを過去の実績と今後の将来の人口増であるとか、高齢者の人口増と見合わせて計算したものを、ちょっと複雑になりますけれども、必要な計算式の下で算定したものです。

さらに、やはり3年後また改正といいますか、保険料を見直す時期がございますけれども、そのときに例えば2,000円も3,000円も大幅に月々増えるような保険料にならないようにということをお案したりとか、準備基金も、予算特別委員会だったと思いますが、5億8,000

方は基金はありますが、全部使ってしまうと、その次にまた市民の方にたくさんご負担いただくことにもなるので、おおよそ50%未満ぐらいを充てるような形で計算したものです。分かりづらいですけれども、すみません。よろしくをお願いします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりましたと一言では言えないんですけれども、ざっとすると、市の財源と、あとその事業内容によって、そういったものも主な要因として差が生じているんですよということのご説明させていただければよろしいのでしょうかね。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） そうですね、市によってももちろん違ってまいりますけれども、人口構造の違いであるとかということも踏まえて、小美玉市の人口構造なり、サービスのニーズに合わせた形の計算の結果というふうにご理解いただければと存じます。よろしくをお願いします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） また後でゆっくりこれから勉強させていただきたいと思いますので、ご説明いただきありがとうございますございました。

今回、第8期基本計画ということで読ませていただきましたが、この介護保険というのが課題の一つというのが財源、その対応ということで、今回これ計上されているかと思えます。また、もう一つの介護人材不足についてということも大きな課題の一つということに上げられていますが、正直いって、この基本計画の中でボランティア等にはどういったことを実施していますとかっていう、そういった具体的な取組というのが上げられていたんですけども、そのほかの部分のこの介護の人材に対しての取組というのは、こういった取組が必要という形では読み取れたんですけども、実際、小美玉市のほうでどういうふうやっていくかという具体的なものというのがいまいちょっと見えませんでした、私はね。大変この介護人材不足というのは、本市に関わる問題だけではないと思います。大変厳しい問題だと認識しておりますので、私も勉強して考えていきたいと思いますが、市でももう少し具体的な取組を提示していただければと思いますので、これは要望になりますので、答弁は必要ありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になります。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございますか。

香取委員。

○2番（香取憲一君） お疲れさまです。よろしくお願ひします。

私のほうから、ただいまの植木委員の質疑の内容に加えてちょっと確認をとということできせていただきます。

この提案理由について、介護保険法の改正及び第8期小美玉市介護保険事業計画の策定に伴いというふうにありますので、あるんですけども、金額が全般的にこの介護保険料が上昇をしているということなので、ということは、その根拠がこの上位法である介護保険法の改正と介護計画ということがその根拠になっているというふうには理解できるんですけども、今の植木委員さんとのやり取りも含めて、上位法の改正より、それも含めて、それよりも金額上昇の主たる要因というのは、介護保険事業の計画の詳細の見直しによって、要するに市独自の計画見直しによって上昇したということに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 香取委員のご質問にお答えします。

こちら国からのそういった上位法の影響もございまして、介護保険の係る介護報酬のほうも年々引上げになってございまして。同じ数のサービスをお使いいただいても、一つのサービス当たりの金額が上がってまいりますので、自ずと介護保険に関わる給付金のほうも上昇するということは生じてまいります。また、ご存じのように令和7年には団塊の世代の方が75歳をお迎えになります。それは小美玉市も同様でございまして、健康寿命ということ申しますと、やはり75歳以降になりますと、介護を受ける方がどうしても増えてまいりますので、それを見込んだときに、今回の3年、4年、5年に係る第8期のほうもある程度引き上げておかないと、その先のところでまたさらに高齢者の皆様にご負担をいただくということもありまして、今回の改正ということになってございまして。

もちろんその金額については、小美玉市独自のそういった介護給付費、地域支援事業の見込みを試算してございまして、そういった状況でございまして。よろしくお願ひします。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

ということは、我々議員の説明責任ももちろん大きゅうございまして、この介護計画第8期ですね、パブリックコメントもこれたしか先頃行われた経緯があると思うんですが、なかなかパブリックコメント、市民の皆さんがやはりいろんな計画の中で、なかなか全員が見られているというわけではございませんので、いろいろリーフレット等で周知はされていると思いますけれども、金額の負担が増えるということについては、市民の皆さん、非常に敏感

になることがありますので、我々議員の説明責任に加えて、執行部の皆さんのさらなる分かりやすい、こういうふうなので上げましたということが分かるような周知努力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第12号 小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの計4件は関係がありますので、一括審議といたします。

執行部より説明を求めます。

太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） よろしくお願ひいたします。

議案第9号から議案第10号、議案第11号、議案第12号の4つの条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものです。

提案理由でございますが、介護保険法及び関係政省令の法改正に伴い、必要な改正を行うため、この案を提出するものでございます。

事前に、当日、本日ですが、お配りいたしましたA4横の表のほうをご覧くださいながら、まとめた上程となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第9号から第12号の4つの条例に共通する項目についてご説明させていただきます。その後、それぞれの条例に特化した個別項目についてご説明させていただきます。

この全体的な具体的な内容といたしましては、介護サービスの基盤を整えるための地域包括ケアシステムの推進ですとか、あと、持続可能な制度の構築、介護現場の革新等に関わる条例改正になってございます。

最初に、共通する新設項目といたしまして、一覧表にあります通し番号で、1、虐待防止、2、業務継続計画の策定と感染症、非常災害に対応しているものです。3、感染症予防といった衛生管理、6、電子的記録等がございます。また、共通する内容の中で、改正項目といたしましては、7、一般原則、基本方針、人権の擁護、虐待防止の体制整備と研修に関わるもの、12、各事業の具体的取扱方針、15、運営規定、16、勤務体制の確保と19、掲示の5点が上げられます。

共通項目の具体的な内容といたしましては、介護サービスを受ける高齢者の人権の擁護のみならず、提供する従業者の就業環境を守るためのハラスメント防止やテレビ電話装置等の活用による介護サービスのICT化による職場環境の体制整備と、近年の感染症や非常災害においても業務が継続できるよう、計画の策定や措置について定め、改正するものとなっております。

次に、条例ごとの新設、改正項目についてご説明させていただきます。

まず、議案第9号についてですが、改正項目といたしまして、9、管理者としての主任介護支援専門員資格について、23、内容及び手続の説明及び同意について定めております。居宅介護支援事業所に特徴的な資格やケアプランに係る改正となっております。

次の議案第10号についてですが、新設項目といたしまして、4、栄養管理、5、口腔衛生の管理の2点がございます。現在行っております栄養ケアマネジメントの取組を一層強化する観点から、管理栄養士の配置を位置づけ、さらに入所者の口腔衛生管理を充実させるため、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に追加された項目です。こちらは経過措置がございます。

また、議案第10号の改正項目といたしましては、8、従業者の員数、9、管理者、10、設備及び備品等、11、心身の状況等の把握、12、各事業計画の作成、14、管理者による管理、17、定員の遵守、18、非常災害対策、20、安全サービス提供管理委員会の設置、21、

地域との連携と22、事故発生時の対応の11項目の改正を行うものです。地域に密着したサービス事業に特徴的な地域住民参加による非常災害時の訓練やテレビ電話装置等を活用した運営推進会議の実施等について定めているものです。

次に、議案第11号についてですが、改正項目といたしまして、23、内容及び手続の説明及び同意として、介護予防に係るケアプランについて、利用者に説明と理解を得るための内容となっております。

最後の議案第12号についてでございますが、改正する項目として、8、従業者の員数、9、管理者、10、設備及び備品等、11、心身の状況等の把握、14、管理者による管理、17、定員の遵守、18、非常災害対策、21、地域との連携等の8点がございまして、議案第10号の地域密着型サービス同様、地域に密着した介護予防サービスに特徴的な地域との連携を含む制度改正を行うものです。

簡単ですが、議案の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） よろしくお願いたします。

ただいまご説明を拝聴しまして、これ地域密着型サービスの事業というのは、この8期の介護事業計画の中で、地域密着サービスの施設が開所されている数が非常にこれ、恐らくかなり増えていくだろうという想定でこの条例改正に至っているのでしょうか。まずそこをちょっと1点確認させてください。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 申し訳ございません、もう一度お願してよろしいですか。

○2番（香取憲一君） すみません、この地域密着型サービスの事業所というか、多分、地域密着型なので、地域で、小美玉市なら小美玉市だとか、広域から応募するというのではなく、この地域に限定された入居者を想定しての施設がこれからこの新設が増えていくということを想定して、この条例改正に至るものなのかという質問なんですけれども。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） すみません、ありがとうございます。

香取委員のご質問でございますが、ご存じのように地域密着型のサービスを受けられるのは、小美玉市のほうがその認可をいたしますけれども、小美玉市が認可しました地域密着型



サービスは小美玉市民という限定でございます。少人数制で手厚い、そういった意味では少人数制、原則市民だけということで手厚いサービスを行います。

この改正は、その地域密着型については、なるべくですね、もっと受入れを緩やかにというのは変ですけれども、定員はある程度はございますけれども、定められた範囲においては定員を超えても受け入れられるようにというようなものも含まれておりまして、地域密着のサービスの事業所が今後増えるというふうには、できれば本当に各圏域には1つ以上、例えば小規模多機能型の事業所があつてほしいと思いますし、そういったものを私どものほうで後押ししていきたいとは思いますが、やはり在宅介護の限界点を上げると、なるべく在宅でお過ごしいただけるようなサービスを充実させるというのが今回の大きな改正点でございますので、まだ具体的にはすみません、申し上げられませんが、私ども小美玉市のほうとしても、その目標に向かっては取り組んでまいりたいと存じます。

説明が足りないかもしれませんが、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

恐らくこの8期の計画の中でいろいろこの地域密着サービスの申請事業者というのは増えてくるんじゃないかなと、今のご答弁の中で。議案を拝見しましたら、サテライト型ということが入っていましたので、サテライト型ということは今ある100床規模の大きな事業所が数百メートル、数キロ以内にこの地域密着型をオープンした場合に、施設長が要らないということになるので、そうすると管理体制が非常に手薄になるということが想像されると思うのですが、そこら辺も含めて、予想される問題点というのはどういう認識でおられるかなと思います。分かる範囲で結構です。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 香取委員のご質問にお答えいたします。

そういったことで、定員について緩やかになれば、十分な見守りをできないんじゃないかというご心配もあろうかと思えますし、先ほど申し上げましたが、地域密着型のサービスは市の方で認可しておりますので、最低でも6年に1回は実施指導ということで、中に入りまして、その運営状況についてチェックをしております。そのときに、細かい記録であるとか、その支援の状況であるとかを事細かにチェックといたら失礼ですけれども、実地指導の中で拝見させていただいて、適宜必要に応じて、場合によってはちゃんとできていない場合は減算というような厳しいような、そういった処分もございますが、きちんと見て指導といい

ますか、支援のほうをしてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

サテライト型が増えるとうちでもビジネスライク的な側面が強くなると思いますので、ぜひ市のほうでも、地域密着型は大事な事業だと思いますので、せつかくこの条例改正をしてサービスの充実化を図るという観点があると思いますので、逐次問題点を洗い出して、公立よく進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

長島委員。

○11番（長島幸男君） 先ほど小規模多機能の施設についてお話があったんですが、現在、小美玉市には幾つ、小規模多機能があるのか、お願いします。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 小規模多機能の通所介護でございますが、小川、美野里、玉里に1か所ずつございます。小川地区、美野里地区、玉里地区、1か所ずつ。小規模多機能ですよ。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 合計3か所ということでよろしいんですね。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 現在は3か所でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） この小規模多機能につきましては、経営者側にとってみると、非常に経営しづらい施設というふうなお話があるんですが、実質的に今、これを変更するような届出があると思うんですが、そうすると、その地域になくなるといった場合には、市のほうでまた新たにその地域に対して新設というかね、そういう申請というかね、公募というか、そういうものをするかどうか。

それと、3年度、この地域密着の施設について、新たな施設を公募するのかどうか、この点についてお伺いしておきます。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 現在1か所、転用の申出がございますので、4月からは小

規模多機能の事業所さんが認知症対応型のグループホームのほうに転用になるということは実際ございます。現在のところ小規模多機能並びに地域密着型サービスについて、市のほうで公募の予定のほうはございません。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 分かりました。

以上。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） 4点、9号の件で、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める省令、これはこの改正ですけれども、この省令について説明をお願いいたします。

それと、新設で全体に関わる新しい項目という中の、この9条で言うと34条の中で、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録というのは、これどういう意味なのか説明願いたい。

次に、11号、省令の改正で、これ趣旨、どういうこと、どうするんだということを単純に、このことがどういうことなんですかという、この趣旨を説明願います。

最後に、この11条で、これなければいけないんですけれども、小美玉市で今起こっている事例、あるいはこういうことですよと、市でいえばこういうことですよというのがあれば教えてもらいたいんですけれども、以上4点お願いします。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 長津委員、大変申し訳ありませんが、もう一度お伝えただいていいですか。すみません。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） 指定居宅介護支援、基本はですね、議案第9号の省令の説明をまずお願いしたいと。お願いします。

あと、これ同じ条例の中でも……

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 大変申し訳ありません。

まず、第9号に関わる省令でございますが、健康保険法施行令となります。

○副委員長（長津智之君） 省令、これ政省令の改正の中で来ているんでしょう。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 申し訳ございません。

もう一度ちゃんと調べて回答させていただきます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） それでは次の、この文の34条中で、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録とあるんですけども、これはどういう意味なのかお願いします。

〔「何ページ」「それ何号でしたっけ」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（長津智之君） 9号の5ページ、電磁的記録が左にありますね、雑則第5章。その右側、5ページ、上から25行。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 長津委員のご質問でございますが、電磁的記録と申しますのがタブレットのような、そういった記録方式でございますが、この表現が大変難しい表現ではございますが、電磁的記録というのは、いわゆるそういったICTといいますか、デジタルのタブレットのそういった機器のことを申しております。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） すみません。そこまでは俺も分かるんですけども、その他、人の知覚的によっては認識することができない方式で作られる記録であってという、この人の知覚的によっては、こっちのほうでございます。よろしくお願いします。

これ今回、先ほど課長の説明の中で、新設で12号まで全部入っていることなんですよ、この言葉が。何か大変すごい量の改正の中で、これが全部に入っているということは、今回のこの改正の中で、これが何か分かれば、私も分からない状況だから、そこをご説明願いたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 藤田福祉部長。

○福祉部長（藤田誠一君） ただいまの長津委員のご質問ですが、ここにある人の知覚によって認識することができないことでございますが、前段の書面に代えてに係るもので、書面に代わる電磁的記録ということでこの文章は書かれておまして、その電磁的記録の説明として、電子的方式であったり、磁気的方式のほかその他ということで、その電磁的記録の説明として、人の知覚によってということになってございますので、目で見るとか、そういっ

た人の知覚によって認識することができないような記録というようなことになります。

以上です。

○副委員長（長津智之君） 分かりました。

〔「ICレコーダーとか、そういうことだと思いますけれども」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（長津智之君） 分かりました。ありがとうございました。

次には、すみません、議案第11号のほうで、これもこの趣旨ですね。これ全体の、簡単でいいですから、こういうことですので、分かりやすい、さっきのちょっと聞き方悪いんですけども、省令の説明というんで、省令、この趣旨、こういうことですのでという今回、それをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第11号の趣旨でございますが、指定介護予防支援というのは、介護予防に係るプランを立てる事業所になるんですけども、介護予防のプランを立てるに当たって、事業所について、やはり人権を守るための虐待の防止であるとか、感染症や非常災害があっても業務継続を、業務を必ず継続するということもございまして、例えばプランについても、偏りのない公正中立な形できちっとサービスを提供するためのケアマネジメントと言いますが、プランを立てるために調整をしっかりしなさいというところで、その強化という意味で、9号もそうなんです、11号も同様にそういった形でプランを立てる事業所の体制強化というところがうたわれてございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） ということは、事業所のほうのプランを立てた中で、運営の中で、強化をするために今回この改正をやっていくんだという趣旨ですね。分かりました。結構です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑ございませんか。

植木委員。

○7番（植木弘子君） 私は簡単に、確認になりますが、議案の12号の中で、これ12号だけじゃなくて、ごめんなさい、読み取れなかったんですけども、12号についてお伺いさせていただきます。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を設けるっていう形で入っていると思いますが、この委員会について、市の関わりについて確認をさせていただきます。お願いします。

ごめんなさい、4ページ見ていただけると、4ページの虐待の防止ということで、第37条の2に入っているんです。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 地域密着型介護サービスになりますので、介護予防サービス。そういった運営推進委員会が開かれる際には、市のほうも参加させていただきまして、虐待防止に係る中でそういった関わりというのを持たせていただくことになろうかと思えます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

当然ね、市の条例の本当、指導的な立場にあると思いますので、市のほうでしっかりと、この委員会のほうにも参加していただけるということが分かりましたので、安心しました。私の認識としては、本当、こういった介護施設で様々な虐待ということで、事件というかそういうものがありますので、それに対しての対策が強く示されているのかなって思っておりますので、認めていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号から議案第12号の計4件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、議案第9号から議案第12号の4件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 小美玉市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） それでは、議案第16号 小美玉市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、提案理由のとおり、記載のほうがございますが、小美玉市立小川北義務教育学校の設置日について、令和4年4月1日とするための提出となっております。

2枚目をお願いいたします。

改正規定となっておりますが、小美玉市立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、昨年、令和2年第2回市議会定例会において、小川北義務教育学校の設置に伴う条例の一部改正を行い、その中で施行期日を「令和5年4月1日」としたところでございますが、建設事業計画の1か年前倒しに伴いまして、今回、施行期日を「令和4年4月1日」に改めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 小美玉市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、議案第17号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

内容といたしましては、条文中、改定内容につきましては大幅にあることから、簡潔に申し上げますと、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、満3歳以上の保育認定を受けた子供及び満3歳未満の保育認定を受けた保護者の利用者負担増減額をゼロとし、満3歳未満、多子世帯の利用者負担額の減免方法の整理を行うもので、条例の改正を一部行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

議案の中の12ページなんですけど、上から3分の1ぐらいのところ、特定地域型保育事業という言葉があるんですけども、ちょっと詳細を教えてください。どういう事業なのかということをお教えいただければと思います。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 少々お待ちください。

香取委員、申し訳ございません。資料をちょっと確認の上、後ほど回答させていただくことにします。

○2番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

○委員長（木村喜一君） それでは、ここで暫時休憩とさせていただきたいと思うんですが、



2時35分まで休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 大変申し訳ございません。

では、先ほどの香取委員のご質問の特定地域型保育事業でございますが、地域型保育事業、これにつきましては、保育ニーズの高いゼロ歳から2歳児の小規模保育事業を指しております。また、この小規模保育事業者を市のほうで認定いたしますと、特定地域型保育事業所というようになっております。

以上でございます。すみません。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

ということは、ゼロ歳児から2歳児の小規模保育の事業所がこれからは受けていくというような方向性ということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 香取委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、議案第18号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

内容といたしましては、先ほど香取委員からございました特定地域型保育事業の中の一つに家庭的保育事業がございまして、ゼロ、2歳児の園児の卒園、2歳で卒園となりますので、その受入先確保のための連携施設の確保や保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化されたことによる条例の改正を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、議案第19号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和2年4月1日から省令基準の職員の配置、資格に係る基準が参酌化されたことに伴い、関係例規を改正するため、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、放課後児童健全育成事業の条文中の言葉の一言一言を参酌化したことにより、制度の緩和ということで条例の改正を一部行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）当委員会所管事項について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 議案第21号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）のうち、文教福祉常任委員会所管事項についてご説明いたします。

説明は資料のページに従い、それぞれ各所管課による説明とさせていただきます。

それでは、まず5ページをお開きください。

第2表の継続費補正でございます。

生活文化課の所管としまして、2款総務費、1項総務管理費、小川文化センター耐震補強大規模改修工事につきましては、令和2年度までの2か年度にわたる事業となっており、補正前の総額に対し223万3,000円を減額し、補正後の総額5億1,409万5,000円にお願いするものとなります。

また、補正後の年割額につきましても令和元年度の金額はそのまま、令和2年度は223万3,000円を減額するものとなります。

なお、この減額につきましては、小川文化センター耐震補強大規模改修工事終了に伴います額の確定によるものです。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 続きまして、表の2段目、施設整備課所管といたしまして、10款教育費、2項小学校費、事業名、小川北義務教育学校校舎建築工事は、令和2年度から令和3年度までの2か年にわたる継続費となっておりますが、補正前の総額から2億2,393万9,000円を減額し、補正後総額16億7,356万1,000円といたしたく、お願いするものでござ

います。

この減額につきましては、校舎建築工事及び工事管理業務委託の契約によるもの、また、今後変更予定の防衛省補助による防音関連工事、外構工事などを加味した算出を行った上での変更といたしましております。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 続きまして、次のページをお開きください。6ページでございます。上段です。

健康増進課所管でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、小美玉温泉ことぶきエントランス増築工事でございます。

失礼しました。第3表繰越明許費の説明でございます。

増築工事1,528万7,000円、内訳といたしまして、工事費と委託料の繰越しでございます。続きまして、その下の段でございます。

事業名、小美玉温泉ことぶき駐車場拡張事業、323万円、こちらにつきましては、移転補償費の繰越しでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 続きまして、7ページをお願いいたします。

表の下から2段目、10款教育費、2項小学校費、事業名、午前中現地調査をいただきました竹原小学校体育館長寿命化改修工事1億7,792万4,000円は、国の令和2年度補正予算を活用し、現在の竹原小学校体育館を大規模に改修するための設計、工事費などとなり、事業実施において必要な手続となっております。

続きまして、最下段3項中学校費、事業名、美野里中学校トイレ改修工事、9,339万円は、国の令和2年度追加要望調査により1か年前倒しされた補助金を活用し、美野里中学校校舎内全てのトイレの便器を洋式化及びドライ方式に改修するための工事費などとなっております。継続して事業を実施するために必要な手続となっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、続きまして、一般会計補正予算歳入の説明となります。

11ページをお開きいただければと思います。

中段より下の15款からとなります。

15款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金ですが、説明欄の私立保育園保護者負担金現年分631万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育園の登園自粛期間中の保育料を日割り計算したことにより、当初の歳入見込額の減額となります。

同じく、4目教育費負担金、1節教育総務費負担金ですが、説明欄の放課後児童クラブ保護者負担金337万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う放課後児童クラブの利用自粛の結果、当初の歳入見込額の減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 同じく11ページ、下の段になります。

16款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、2節総務管理使用料ですが、小川文化センター施設使用料で130万円の補正減、四季文化館施設使用料で373万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により施設利用の減少によるものです。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） 同じく、生涯学習課所管になります。

11ページ下段のほうになります。

5目教育使用料、2節社会教育使用料で、小川公民館施設使用料ほか6施設になりますが、計254万6,000円の補正減をお願いするものでございます。主な理由といたしましては、国・県の緊急事態宣言による施設の休館等に伴う利用実績見込みによる減額でございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 12ページの中段のほうをご覧くださいと思います。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節高齢者福祉負担金でございますが、低所得者保険料軽減負担金といたしまして、対象者の減によります7万2,000円の補正減をお願いするものです。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、2節障害者福祉費負担金ですが、障害者自立支援給付費負担金として2,885万2,000円の補正増、障害者医療費負担金として1,162万円の補正減、特別障害者手当等負担金として91万2,000円の補正減、障害者入所給付費等負担金として485万9,000円の補正減、合わせて、1,146万1,000円の補正増をお願いするもので、主に交付申請額の変更による増額でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、同じく3節児童福祉費負担金ですが、説明欄の児童扶養手当負担金677万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の児童扶養手当に充当する負担金ですが、見込額算出による国庫負担金の減額となります。同じく、説明欄の児童手当負担金745万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の児童手当に充当する負担金ですが、見込額算出による国庫負担金の減額となります。

同じく、説明欄の児童福祉施設入所措置費国庫負担金33万8,000円の制限をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の母子生活支援施設利用扶助費見込額算出による国庫負担金の減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、4節生活保護費等負担金ですが、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金として487万6,000円の補正減をお願いするもので、交付申請額の変更による減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 次の5節健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金は144万2,000円の補正増で、これは、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として、国庫負担金の増額によるものでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、療育医療費負担金39万8,000円の補正減をお願いするものでございます。これは、未熟児養育医療寄附事業について、出生時の体重2,000グラム以下の未熟児の出生数が当初の見込みよりも大きく減少したことによります国庫負担金の減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、12ページ一番下から13ページになります。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、説明欄3行目、民生安定施設整備事業補助金で161万8,000円の補正減でございます。内容としましては、小川文化センター耐震補強大規模改修工事終了に伴う補助金の確定によるものでございます。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金ですが、地域生活支援事業費等補助金として747万5,000円の補正減、障害者総合支援事業費補助金として23万9,000円の補正増、合わせて、723万6,000円の補正減をお願いするもので、国庫補助金の内示額が示されたことによるものでございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 同じく、2節児童福祉費補助金ですが、説明欄の高等職業訓練促進事業費補助金140万7,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の高等職業訓練促進費等扶助費に充当する補助金でございますが、扶助費見込額算出による国庫補助金の減額となります。

同じく、説明欄、子ども子育て支援交付金1,330万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の民間保育所等補助事業及び放課後児童対策事業に充当します補助金です。コロナウイルス感染症拡大に伴う放課後児童クラブの特別開所や地域子育て支援事業等の増額に伴う国庫補助金の増額となります。

同じく、説明欄、保育所等整備交付金168万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の民間保育所等整備事業の交付額決定による国庫補助金の減額となります。

同じく、説明欄、子どものための教育・保育給付交付金2,329万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の施設型給付費の保育認定2号・3号利用児童数増による国庫補助金の増額となります。

同じく、説明欄、臨時特別給付金事業補助金44万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の子育て世帯臨時特別給付金の実績による国庫補助金の減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。



○健康増進課長（小貫智子君） 同じく、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、感染症予防事業等補助金225万1,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは、緊急風疹抗体検査の補助金として、実績見込みによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 少し飛びまして、7目教育費国庫補助金をお願いいたします。2節小学校費補助金は7,202万4,000円の増額をお願いするものとなります。説明の欄、要保護児童・生徒援助費補助金6,000円の減額及び次の特別支援教育就学奨励費補助金20万6,000円の減額は、いずれも国庫補助2分の1を充てておりますが、援助費実績額の見込みにより補助見込額を確定した上での計上となります。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 次の公立学校施設整備費補助金は662万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内訳につきましては、小川北義務教育学校に係る補助金として、当初予算見積額1億3,851万2,000円に対し、交付決定額1億7,675万5,000円、差額3,824万3,000円の増額。玉里学園義務教育学校に係る補助金として、実績時見込額4,486万7,000円の減額、以上、差額分の計上となります。

次の学校施設環境改善交付金は、8,916万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内訳につきましては、小川北義務教育学校の既存校舎改修に係る交付金として4,116万9,000円、竹原小学校体育館長寿命化改修に係る交付金として4,800万円、合計8,916万9,000円の増額となります。

次の防衛施設周辺防音事業補助金は835万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、玉里学園義務教育学校の令和2年度分併行防音工事に係る補助金について、当初交付決定額2億1,710万4,000円に対し、変更交付決定額2億874万9,000円、以上、差額分の計上となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 次の公立学校情報機器整備費補助金137万1,000円の減額は、G I G Aスクール構想に伴う整備において、タブレット端末の整備費補助金1台当たりの上限額4万5,000円による予算計上としておりましたが、1台当たりの購入単価が税込み4万3,890円となったことで、総額184万1,000円を減額するものと、家庭学習のための通信機器整備支援事業におきまして、補助金内示確定額にプラスの補正率が係ったため、補助対象と

できる台数が増えたことにより、47万円の増額による計上となっております。

その下、学校保健特別対策事業費補助金58万3,000円の減額は、各小学校における新型コロナウイルス感染症予防対策を目的とした事業費補助で、各学校には、学校規模に応じて100万円、あるいは150万円を上限とした補助対象経費の割当てとなっておりますが、各学校の実績額が確定したことによる計上となっております。

続いて、3節中学校費補助金108万2,000円の増額は、説明の欄、要保護児童・生徒援助費補助金8万6,000円の減額及び次の特別支援教育就学奨励費補助金37万7,000円の減額は、先ほどの小学校費と同じように補助見込額を確定した上での計上となります。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 次の学校施設環境改善交付金は234万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、美野里中学校トイレ改修工事に係る交付金について、追加内示されたことによる増額となっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 次の公立学校情報機器整備費補助金77万1,000円の減額は、さきに説明の小学校費と同じようにタブレット端末103万1,000円の減、家庭用通信機器分26万円の増額による計上となり、次の学校保健特別対策事業費補助金3万円の減額も、小学校費と同じような理由となりますが、各中学校には100万円あるいは200万円を上限とした補助対象経費割当てによる新型コロナウイルス感染症予防対策事業となっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 14ページをお開き願います。

14ページです。

18款県支出金、1項兼負担金、1目民生費県負担金、2節高齢者福祉費負担金でございますが、低所得者保険料軽減負担金の県負担分の3万6,000円の補正減をお願いいたします。理由といたしましては、国庫と同様に対象者の減によるものでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、3節障害者福祉費負担金ですが、障害者自立

支援給付費負担金として1,442万6,000円の補正増、障害児通所給付費等負担金として242万9,000円の補正減、障害者医療費負担金として581万円の補正減、合わせて618万7,000円の補正増をお願いするもので、交付申請額の変更によるものでございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 同じく、4節児童福祉費負担金ですが、説明欄の児童手当負担金171万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の児童手当に充当する負担金ですが、見込額算出による県負担金の減額となります。

同じく、説明欄の児童福祉施設入所措置費県負担金16万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の母子生活支援施設利用補助金に充当する補助金ですが、見込額算出による県負担金の減額となります。

同じく、説明欄、子どものための教育・保育給付費負担金520万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の施設型給付費の保育認定2号・3号利用児童数増による県負担金の増額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 次の6節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金は772万7,000円の補正増で、先ほども私のほうでご説明しました国庫負担金と同様に、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として県の負担金の増額によるものでございます。

次の7節後期高齢者医療保険事業費負担金、保険基盤安定負担金は942万4,000円の補正増で、これは後期高齢者医療保険加入者で低所得者に対する保険料軽減分の補填として県負担金の増額によるものでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく、2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金、養育医療費負担金19万9,000円の補正減でございますが、先ほど国庫負担金で述べた未熟児療育医療費につきまして県負担金の減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節障害者福祉費補助金ですが、地域生活支援事業費等補助金として373万7,000円の補正減、在

宅障害児福祉手当支給費補助金として6,000円の補正増、重度訪問介護等市町村支援補助金として355万4,000円の補正増、放課後等デイサービス支援等補助金として2万8,000円の補正増、合わせて14万9,000円の補正減をお願いするもので、県補助金の内示額が示されたことによるものでございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 次の4節医療福祉費補助金は1,775万1,000円の補正減で、いわゆるマル福の対象経費に係る医療費補助金1,735万1,000円及び事務費補助金の40万円の、それぞれ減額によるものでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 同じく、5節児童福祉費補助金ですが、説明欄の子どものための教育・保育給付費補助金515万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の施設型給付費における幼児教育1号認定の利用児童数減による県補助金の減額となります。

同じく、説明欄、子ども子育て支援交付金1,330万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の民間保育所等補助事業及び放課後児童対策事業に充当します補助金です。コロナウイルス感染拡大に伴う放課後児童クラブの特別開所や地域子育て支援事業等の増額に伴う県補助金の増額となります。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、健康増進事業費補助金81万円の補正減をお願いするものでございます。こちらは実績見込みによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、7目となりまして、15ページの7目となります。

教育費県補助金、1節教育総務費補助金ですが、説明欄、放課後子ども教室推進事業補助金39万7,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、放課後子ども教室推進事業に充当する補助金ですが、実績額確定による減額をするものです。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） その下、原子力エネルギー教育支援事業補助金49万5,000円

の減額は、理科観察実験支援事業における教材等整備の入札執行により、契約額が確定したことで、差額分の計上となっております。

次の部活動指導員配置事業補助金44万8,000円の減額は、当初におきまして部活動指導員を各中学校へ1人ずつ、合計4人の配置を予定しておりましたが、2人のみの確保となったことでの計上となっております。

続いて、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、25万7,000円の減額をお願いするものとなりますが、説明の欄、学びの広場サポートプラン事業委託金は、コロナ禍による実施時間数の減少等による実績額を確定したことによる計上となっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） それでは、16ページをお開き願います。

21款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金で、説明欄、地区集会施設維持管理基金繰入金が、1万4,000円の補正増をお願いするものでございます。主な理由といたしましては、事業額確定による増額でございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、スポーツ推進課所管についてご説明させていただきます。

同じく説明欄6行目になります。体力づくり基金繰入金としまして、11万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、体力づくり活動推進補助金の支出額が確定したため、体力づくり基金繰入金へ戻入するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 同じく、説明の欄、下から2番目の情報教育支援基金繰入金435万2,000円の減額は、教育ICT機器整備促進のための特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする基金繰入れにおきまして、パソコンリース料等の額が確定したことによるものとなっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、一番下になります。

23款諸収入、3項貸付金元利収入、1目認定費貸付金元利収入、1節災害援護資金貸付金元利収入ですが、災害援護資金貸付金元利収入として40万8,000円の補正減をお願いするものです。内容といたしましては、償還見込み額の減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、17ページをお開き願います。

23款諸収入、5項雑入、3目納付金、1節納付金、健康診査納付金197万3,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは実績見込みによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） 同じく納付金、説明欄、公民館事業納付金235万4,000円の補正減でございます。こちら主な理由といたしましては、事業中止に伴う実績見込みによる減額となります。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく1節納付金、養育医療費、養育医療納付金75万7,000円の補正減をお願いするものでございます。これは国県負担金でも述べましたが、未熟児の出生数が減少したことによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 次に、5目雑入、1節医療福祉費返納金は335万4,000円の補正減で、高額療養費返納金の見込み額の減による減額でございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、その下、3節雑入、説明欄6行目、コンサート入場料で1,204万5,000円の補正減でございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるコンサートの中止に伴い減額するものでございます。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） 同じくその下、説明欄になりますが、公共チケット販売料で8万円の補正減になります。こちら主な理由といたしましては、同じく事業中止に伴う実績見込みによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、その下、文化事業雑収入で3,000円の補正減でございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による市民文化祭中

止に伴いまして減額するものでございます

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく説明欄その下、生活保護費返還金として1,030万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、生活保護法第63条及び第78条に該当する返還金の増額でございます。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、3節雑入の一番下、その他でございますが、120万8,000円の減額のうち、生活文化課所管といたしまして125万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、小川文化センター耐震補強大規模改修工事に関する光熱水費の業者負担額の確定によるものでございます。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、6目過年度収入、1節過年度収入ですが、生活保護費過年度分返還金として106万6,000円の補正増、生活保護費国庫負担金として24万4,000円の補正増、障害者自立支援給付費等国庫負担金として102万5,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、救護施設事務費の基準額変更に伴う過年度返還金及び令和元年度の国庫負担金の確定によるものでございます。

以上で文教福祉常任委員会所管の歳入についての説明を終わります。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、一般会計補正予算歳出の説明となります。

今回、各所管での事業費において、コロナウイルス感染による事業縮小、中止となったことで予算を減額している部分については、内容の詳細説明を省略させていただきますことをご了承いただきたくお願い申し上げます。

それでは、25ページをお開きいただければと思います。

中段の結婚推進事業でございますが、こちらの科目は総務費となっております。2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、説明欄3、結婚推進事業につきまして18万円の補正減をお願いするものです。内容としましては、報酬としまして結婚相談員の会議出席による報酬となりますので、実績による報酬の減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 26ページ、27ページをお開き願います。

生活文化課所管の歳出についてご説明いたします。

同じく18目、市民文化交流費におきまして2,414万7,000円の補正減をお願いするものがございます。内容につきましては、説明欄2、芸術文化振興事務費につきまして1,190万2,000円の減額をお願いするものです。

旅費及び役務費、委託料、使用料及び賃借料は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で予定しておりました研修やコンサートの中止、施設利用の減少に伴い、関連する経費を減額するものがございます。

続きまして、説明欄3、小川文化センター施設維持管理費につきまして499万2,000円の減額をお願いするものです。内容といたしましては、需用費は新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用が減少したことによる補正減、また工事請負費は補正予算の冒頭で説明いたしました5ページの第2表継続費補正に関するものとなりまして、小川文化センター耐震補強大規模改修工事終了に伴います額の確定によるものがございます。

続きまして、説明欄4、四季文化館施設維持管理費につきまして308万3,000円の減額をお願いするものです。内容といたしましては、需用費の燃料費と光熱水費、役務費、使用料及び賃借料の補正減につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用の減少に伴い関連する経費を減額するものがございます。

また、需用費の修繕料といたしまして125万8,000円の補正増は施設の消防設備修繕、屋外給水修繕、事務所照明器具修繕、自動ドア修繕をお願いするものがございます。

続きまして、説明欄5、市民文化祭事業につきまして69万9,000円の減額をお願いするものです。内容としましては、報償費、需用費の食料費と印刷製本費、及び役務費、次のページになりますが、使用料及び賃借料は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による市民文化祭の中止に伴いまして、関連する経費を減額するものがございます。

また、需用費の消耗品費といたしまして10万8,000円の補正増につきましては、小中学校児童生徒の書道作品展掲示用のマジック連結式ハンガーを購入するものがございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、19目新型コロナウイルス感染症対策費の説明欄

1、新型コロナウイルス感染症予防事業でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源内訳補正でございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。



○医療保険課長（島田視一君） 少し飛びまして、33ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄5の国民健康保険特別会計繰出金は2,127万2,000円の補正減で、国民健康保険特別会計への繰出金が3,349万6,000円の減額、保険基盤安定繰出金が1,222万4,000円の増額という内訳になっております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、説明欄6、災害支援事業として94万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、災害援護資金貸付金償還金見込み額の減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） その下でございますが、同じく2目高齢者福祉費でございます。総額で1,699万9,000円の減額をお願いするものです。

34ページをお開き願います。

説明欄2、老人福祉事務費は、ねんりんスポーツ大会中止のため燃料費の5,000円の補正減をお願いします。

その下、敬老会事業につきましては、総額で329万9,000円の補正減をお願いいたします。こちらは新型コロナウイルス対策のため、高齢者応援事業及び敬老会感染予防事業を併せて実施いたしました。計上いたしました予算額よりも必要経費が抑えられ、事業が完了したための減額となっております。

その下、説明欄8、生活支援事業は福祉有償運送運営協議会委員謝金の1万5,000円の補正減、緊急通報装置スポット保守点検委託料は実績減によります25万7,000円の補正減をお願いするものです。

その下、続きまして、説明欄12、介護保険特別会計繰出金につきましては1,271万1,000円の補正減をお願いいたします。主な内容といたしましては、介護給付費地域支援事業及び人件費等の減と、今後の見込みによる補正減でございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、3目障害者福祉費、説明欄1障害者福祉事務費として606万7,000円の補正増をお願いするものです。主な内容といたしましては、報酬改定に伴うシステム改修及び令和元年度国庫負担金の確定に伴う返納金でございます。

続きまして、35ページをご覧ください。

説明欄 2、障害者自立支援給付等事業として6,232万6,000円の補正増をお願いするものです。内容といたしましては、自立支援給付費、療養介護医療費及び障害児施設給付費の実績に基づく見込み額による過不足額で、合計により補正増となったものです。

続きまして、その下、説明欄 3、障害者福祉事業として1,200万円の補正減をお願いするものです。内容といたしましては、特定疾病療養者見舞金について、申請期間終了のため実績に基づき減額をしたものでございます。

続きまして、説明欄 4、障害者地域生活支援事業として35万6,000円の補正減をお願いするものです。7の報償費から12の委託料までは、新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツレクリエーション教室が中止となったことによる関係経費の減額であります。

19の扶助費につきましては、成年後見制度利用支援事業費の現在までの実績に基づき、24万4,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、説明欄 5、特別障害者手当支給事業として121万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、特別障害者手当等の実績に基づく見込み額による減額でございます。

大変失礼しました。

説明欄 3 障害者福祉事業、特定疾病療養費見舞金の減額でございますが、先ほど1,200万と言いましたが、訂正いたします。120万円の誤りでございます。申し訳ありませんでした。

続きまして、説明欄の 6 にまいります。

在宅心身障害児福祉手当支給事業として38万4,000円の補正減をお願いするものです。内容といたしましては、在宅心身障害児福祉手当の実績に基づく見込み額による減額でございます。

続きまして、説明欄 7、障害者虐待防止対策事業として11万6,000円の補正減をお願いするものです。内容といたしましては、一時保護施設利用扶助費について、現時点で利用実績がないことから減額をするものでございます。

続きまして、説明欄 8、障害支援区分認定等事務費として49万円の補正減をお願いするものです。内容といたしましては、障害者介護認定審査会委員報酬及び主治医意見書作成手数料について、新型コロナウイルス感染症の影響により障害支援区分認定等の有効期限が、臨時的に1年延長されたことに伴い減額をするものでございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 次に、4目国民年金事務費ですが、36ページに移りまして、説明欄2の国民年金事務費10万6,000円の補正増は、年金生活者支援給付金市町村取扱事務交付金の返還によるものでございます。

次の5目老人医療給付金、説明欄1の後期高齢者医療制度経費は1,019万4,000円の補正増でございます。内訳は負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金額の決定による減額で、繰出金につきましては、後期高齢者医療保険特別会計の事務経費支出の減額と保険基盤安定納付金額の決定によるものでございます

次の6目医療福祉費、説明欄1の医療福祉事務費140万円の補正減につきましては、通信運搬費及び審査支払手数料と電算処理委託料の減額によるものでございます。

説明欄2の医療福祉扶助事業4,672万5,000円の補正減は、小児及び特例小児の医療費助成費見込み額の減による減額でございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では続きまして、37ページをお開きいただければと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄2、児童福祉事務費につきまして、298万1,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、12節委託料、子育て世帯への臨時特別給付金事業委託料42万9,000円の減額、事業確定による減額となります。

19節扶助費、母子生活支援施設利用扶助費67万6,000円の減額、利用扶助費確定による減額となります。

同じく高等職業訓練促進等扶助費187万6,000円の減額、利用扶助費確定による減額となります。

続きまして、同じく説明欄6、子育て応援事業につきまして436万円の補正減をお願いするものです。内容としましては、10節需用費、印刷製本費95万円の減額、11節役務費、通信運搬費41万円の減額、18節負担金補助交付金、臨時子育て給付金300万円の減額。こちらにつきましては、コロナウイルス感染症拡大による市の単独事業としての子育て応援事業及び臨時子育て給付金の実績による減額となります。

続きまして、同じく2目児童促進、説明欄1、児童手当経費、19節扶助費、児童手当につきまして688万5,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、扶助費としまして児童手当の支出見込み額を算出しましての減額となります。

続きまして、同じく説明欄 2、児童扶養手当経費、次のページをお開きください。

19節扶助費、児童扶養手当につきまして2,031万5,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、扶助費としまして児童扶養手当の支出見込み額を算出しましての減額となります。

続きまして、3目児童福祉施設費、説明欄 1、保育委託事業につきましては財源内訳補正をお願いするものです。内容としましては、県負担金333万2,000円及びその他財源631万8,000円の減額により、一般財源に965万円の財源補正をするものです。歳出の保育委託事業に充当されます県負担金の負担割合減に伴う減額及びコロナウイルス感染拡大による保育園登園自粛期間の保育料の歳入減による財源内訳補正となります。

続きまして、同じく説明欄 2、民間保育所等補助事業につきまして2,148万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、18節負担金補助及び交付金、民間保育所施設整備事業補助金につきまして、補助金の交付額確定による253万3,000円の減額となります。

地域子育て支援拠点事業補助金につきましては、基準額改定及び加算対象の増による779万1,000円の増額となります。延長保育事業補助金につきましては、利用者数の減により161万3,000円の減額となります。一時預かり事業補助金につきましては、利用者の増及び基準額改定による568万5,000円の増額となります。民間保育所等職員応援給付金につきましては、コロナウイルス感染拡大において保育事業に従事していただいた皆様に対し、応援する給付金としまして1,215万円の補正となります。

続きまして、同じく、説明欄 3、施設型給付につきまして301万8,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、18節負担金補助及び交付金、認定こども園施設型給付費負担金につきまして、利用児童数増による1,524万8,000円の増額となります。施設等利用給付費保護者負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による登園自粛期間の利用日数の減による1,223万円の減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費、39ページをご覧ください。説明欄 2、生活保護事務費として984万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、子どもの学習支援事業業務の契約額の確定、住宅確保給付事業費補助金の支給決定者が現時点で4名であるための減額及び令和元年度の国庫負担金の確定等に伴う返納金の増額でございます。

続きまして、2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費事業でございますが、これは歳入において生活保護費返還金を増額したことに伴い、収入額を扶助費に充当したことによる補正でございます。内容といたしましては、その他の財源が1,030万の増額となりまして、一般財源が1,030万円の減額となっております。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、次のページをお開きいただきます。40ページになります。説明欄2、保健衛生事務費につきまして591万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

18節負担金補助及び交付金、1負担金として石岡市救急診療所運営費等負担金206万4,000円の補正減につきましては、協力医師の不足及び感染リスク等の理由により令和2年7月以降運営を休止していることによる減額でございます。在宅当番医制運営費負担金84万9,000円の減につきましても同様に外科診療につきまして、令和2年7月以降休止していることによる減額でございます。

続きまして、2目予防費、説明欄1、予防接種事業833万4,000円の補正減をお願いするものでございます。失礼いたしました。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 説明欄4の小美玉市医療センター経営改革事業費のところでございますが、53万3,000円の補正減につきましては、小美玉市医療センター地域医療存続運営評価委員会の開催における委員報酬、公認会計士への謝金、事業協力者への謝礼、及び食糧費のそれぞれの減額となっております。一番下の電話交換機等借上料につきましては、新病院開院に伴う電話交換機賃貸借契約の解約による借上料の減額でございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 先ほどは大変失礼しました。

続きまして、2目予防費、説明欄1、予防接種事業833万4,000円の補正減をお願いするものでございます。11節役務費、手数料の44万5,000円の減額は風しん抗体検査に係る国保連合会への事務手数料の実績見込みによる減額でございます。

12節委託料、各種予防接種個別接種委託料788万9,000円の補正減につきましては、実績見込みによる減額でございます。

3目市民健康管理費でございます。41ページをお開き願います。説明欄2、母子保健事業

434万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

7節報償費127万9,000円の減額につきましては、年度当初の緊急事態宣言の期間、事業中止となったことによる減額でございます。

12節委託料246万2,000円の補正減について、妊産婦乳幼児健診委託料として220万1,000円の減、産後ケア事業委託料として26万1,000円の減でございますが、いずれも実績見込みによる減でございます。

19節扶助費、養育医療費、養育医療費として142万2,000円の補正減でございます。こちらは歳入でも述べましたが未熟児の出生数の減による減額でございます。

22節償還金利子及び割引料では、国県補助等返納金といたしまして81万8,000円の補正増をお願いするものでございます。これは令和元年度未熟児養育医療給付事業の額が確定したことによる国庫負担金の返納金でございます。

説明欄3、成人保健事業1,248万円の補正減をお願いするものでございます。

7節報償費13万8,000円は大腸がん検体回収要員として看護師の報償金の減額、11節役務費、通信運搬費43万1,000円につきましては、実績による減額でございます。

12節委託料、1,191万1,000円の補正減につきましては、いずれもコロナの影響によりまして、受診者数の減少に伴う実績見込みによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 同じページの下でございます。

4目健康増進施設管理運営費、1、健康増進管理運営費8,913万円の補正減をお願いいたします。10節需用費226万4,000円の補正でございますが、内容といたしまして修繕費で226万4,000円、内訳といたしまして四季健康館浄化槽の修繕、それから小川保健相談センターの誘導灯の設備等の修繕でございます。

次のページをお開きください。42ページでございます。

14節工事請負費8,297万3,000円の補正減をお願いしております。こちらにつきましては、新年度予算で計上させていただいているところでございます。

16節公有財産購入費1,117万円の補正減をお願いしております。こちらにつきましては、用地買収費の事業費確定に伴う補正減でございます。

続きまして、21節補償補填及び賠償金274万9,000円の補正増でございます。こちらにつきましては、物件移転補償費5万1,000円の補正でございます。こちらは事業費確定によるものでございます。電柱立ち木等移転補償費280万円につきましては、摘要項目の移動、変

更によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（木村喜一君） それでは、ここで3時55分まで暫時休憩といたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時55分 再開

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） それでは、ページは飛びまして57ページをお願いいたします。

ここからは、10款教育費となります。1項教育総務費、2目事務局費、ページは次のページ、58ページに続きまして、説明の欄中ほど3、庶務一般事務費では、262万1,000円の減額をお願いするものとなり、この内容につきましては、10節需用費が公用バスの軽油代と、11節役務費は公用車の自賠責保険料、12節委託料は会計年度任用職員の健康診断委託料、18節負担金補助及び交付金は指導室、指導主事の給与費分2人、いずれも支出見込額を確定した上での計上となっております。

その下、4、学務一般事務費は423万円の減額をお願いするものとなり、この内容につきましては、中学校スキー教室がコロナ禍により中止となったことによるものとなっております。

次の3目教育指導費でございます。説明の欄1、教育指導研究経費では15万8,000円の補正減をお願いするものとなり、この内容につきましては、1節報酬費3万円の減額は、下のページに続きまして、教育支援委員会委員の会議出席実績による計上で、次の7節報償費及び8節旅費については、コロナ禍による研修会中止に伴う減額となっております。

その下、2、語学指導経費113万6,000円の減額は、契約額確定に伴う予算現在額に対する委託料との差額計上となっております。

その下、3、学校支援対策事業は、67万1,000円の増額をお願いするものとなっております。スキー教室中止に伴うキャンセル代保護者補助となっております。

その下、5、理科観察実験支援事業49万5,000円の減額は、教材用備品購入における入札による予算現在額との差額分計上でございます。

その下、6、学びの広場サポートプラン事業25万2,000円の減額は、夏休み期間中に実施

する学びの広場が、コロナ禍による学校臨時休業の影響で夏休み期間が短くなったため実施できず、ほかの期間に振り替えて実施を行いましたが、当初予定していた時間数よりも実施時間数が減ったため、講師謝金等の支出実績額を確定した上での減額となっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく4目放課後子どもプラン推進費、説明欄1、放課後児童対策事業につきまして、1,941万6,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、12節委託料、放課後児童健全育成事業実施委託料266万円の増額となります。新型コロナウイルス感染拡大対策としての小学校臨時休業による放課後児童クラブ全日開所に伴う契約を委託している事業所への人件費分の増額となります。

同じく18節負担金補助及び交付金、放課後児童対策事業補助金1,675万6,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大対策としての小学校臨時休業による民間の放課後児童クラブ特別開所に伴う運営費補助金の増額となります。

同じく説明欄2、放課後子ども教室推進事業につきましては、財源内訳補正により、国庫補助金により一般財源へ財源充当するための財源内訳補正でございます。県補助金を39万7,000円減額し、一般財源を増額するものでございます。内容につきましては、放課後子ども教室推進事業の県補助金額の確定によるものです。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 続いて、5目教育振興費となります。説明の欄1、学生緊急支援事業2,154万7,000円の減額は、コロナ禍における大学生及び専門学校学生等への支援事業としておりましたが、大学生等応援給付金の支給見込額が確定したことによるものとなっておりますが、次のページ、60ページをお願いいたします。2、補助金につきましては、予算現在額5,192万8,000円に対し、交付決定見込額2,893万3,000円との差引きによる計上としております。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費、説明の欄1、小学校管理経費は206万5,000円の減額をお願いするものでございます。1節報酬は、学校運営協議会委員の出席実績によるもの、10節需用費は、小学校消耗品の購入見込額確定によるもの、そして12節スクールバス運行业務委託料は、小川南小学校スクールバスの運行委託料について、先ほども触れておりますが、夏休み期間での学びの広場が実施できなかったことで、この登校日分を減額する



ものとなっております、13節自動車借上料は、小学校社会科見学等の郊外授業実施実績によるバス借上料を確定したことによるものとなっております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 続いて、その下、説明欄2、小学校施設管理費は、1億5,852万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、11節役務費、手数料について、新型コロナウイルスの拡大に伴いまして、プール学習の未実施による水質等環境衛生検査手数料21万6,000円の減額、竹原小学校体育館長寿命化改修工事に係る建築確認申請等手数料10万4,000円の増額、差額分11万2,000円の減額となります。

12節委託料については、竹原小学校体育館長寿命化改修工事に係る工事監理委託料528万円を増額、13節使用料及び賃借料については、AED借上料の入札差金19万3,000円の減額、14節工事請負費については、校舎改修工事において羽鳥小防火シャッター修繕、野田小遊具解体などによる入札差金400万円の減額、体育館改修工事においては、竹原小学校体育館長寿命化改修工事費1億6,000万円の増額、差引き1億5,600万円の増額となります。

17節備品購入費につきましては、国の地方創生臨時交付金を充当し、学校施設の新型コロナウイルス感染予防の観点から、手回し式水道蛇口をレバーハンドルに交換する費用として、交換費用を含め計上をしておりましたが、交換費用については現予算内の需用費で対応したため、購入費用の契約差金245万4,000円の減額をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） その下、3、小学校情報教育関係経費5,205万5,000円の減額の内容は、11節役務費、通信運搬費262万4,000円の減額につきましては、タブレット端末の家庭学習用フィルタリング機能設定費用を見込んでおりましたが、これを通信環境整備に含めることができたため、この費用の発生がなくなったことが要因となっており、そのほか、プロバイダー基本料や家庭用通信機器通信料の減額等による計上となります。

12節委託料3,658万6,000円の減額は、タブレット端末の初期設定業務が端末整備に含めることができたことにより、この費用全部の必要がなくなったためとなっております。

下のページに続きまして、13節使用料及び賃借料は、教育ICT支援ソフトウェアライセンス使用料の契約額確定による予算現在額との差額分となり、17節備品購入費1,282万8,000円の減額の内訳につきましては、まず1人1台のタブレット端末整備における端末購

入単価差額分が289万7,000円の減額、次に、電子黒板の購入単価差額分が179万3,000円の減額、次に、家庭用無線通信機器では、当初児童数の2分の1相当の台数1,244台を予定しておりましたが、保護者アンケート調査により家庭でのインターネット環境を確認した上で、児童数に対する約3割相当の794台とした台数の減少等により844万4,000円の減額となっており、さらに、オンライン学習用カメラ購入費では、購入単価を再調査した結果により30万6,000円の増額とした上での計上となっております。

その下、4、保健衛生管理費は49万5,000円の減額となり、児童心電図委託料は予算執行見込額を確定した上での計上となり、スポーツテスト集計委託料はコロナ禍により体力テストが実施できなかったことにより、当初見込額を全額減額するものとなっております。

続いて、2目教育振興費となります。説明の欄1、教育活動振興経費は225万2,000円の減額をお願いするもので、小学校5年生を対象とした自然教室が中止となったことで、これに代わる校外学習実施に伴うバス借上料としての計上としていましたが、全ての小学校で実施が完了したことで、差額分を計上しております。

次の2、就学援助費107万5,000円の減額は、歳入でも説明をしたとおり、援助見込額を確定した上での計上となっております。減額の要因につきましては、まず要保護児童生徒就学援助費1万2,000円の減額につきましては、1人分に対する基礎疾患等医療費援助を見込んでいましたが、この援助見込みがなくなったため、準要保護児童生徒就学援助費については、予算現在額における見込み人数91人に対し、80人の援助見込みとした上での計上等となっております。特別支援教育就学奨励費は、予算現在額における見込み104人に対し、115人を見込むものとなりましたが、コロナ禍の臨時休業で給食の日数が減ったことや、自然教室中止等による一人当たりの負担が減ったことによるものとなっております。

次の3、教科書指導書等購入費296万1,000円の減額につきましては、10節需用費は各小学校からの教師用教科書及び指導書購入の要望等を踏まえた上での実績見込額を確定した上での計上となり、17節備品購入費では、竹原小学校のグランドピアノ購入における予算額253万円に対して、入札による契約額226万6,000円との差額計上となっております。

なお、この財源につきましては、幼児教育振興基金を充てておりますが、ページ左側補正予算額の財源内訳の欄内のその他の欄、マイナス26万4,000円は、当該支出見込額の確定による本事業費における幼児教育振興基金繰入金の充当額を減額するものとなっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 続いて、3目学校建設費、説明欄1、小学校建設事業では1,623万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、12節委託料、設計監理委託料で、小川北義務教育学校校舎建築工事監理委託料となり、契約額確定によります101万円の減額となります。

14節工事請負費については、校舎建築工事において、小川北義務教育学校の既存校舎改修における国交付金の前倒しにより、該当する部分の工事費3,724万4,000円の増額、建設付帯工事においては、玉里学園義務教育学校建設付帯工事に係る入札差金2,000万円の減額、以上差引き1,724万4,000円の増額をお願いするものとなります。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 次の62ページをお願いいたします。

3項中学校費となります。

1目学校管理費、説明の欄1、中学校運営経費は6万5,000円の減額をお願いするものとなります。1節報酬は、当該委員の出席実績によるものとなり、13節使用料及び賃借料は、校外学習等におけるバス借上料の実績見込みによる計上となっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 続いて、説明欄2、中学校施設管理費は544万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、13節使用料及び賃借料につきまして、AED借上料の入札差金21万8,000円の減額、14節工事請負費については、美野里中学校トイレ改修工事等の入札差金400万円を減額するものとなります。

17節備品購入費については、小学校施設管理費でもご説明をいたしましたが、手回し式水道蛇口をレバーハンドルに交換する費用として、交換費用を含め計上しておりましたが、交換費用につきましては、予算内の需用費で対応したため、購入費用の契約差金122万5,000円を減額するものとなります。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） その下、3、中学校情報教育関係経費2,960万2,000円の減額は、先に説明を行った小学校情報教育関係経費と同じように、プロバイダー基本料及び家庭用通信機器通信料の減額やタブレット端末の家庭学習におけるフィルタリング機能やタブ

レット端末初期設定等の保守管理委託料がタブレット端末整備等に含めることができたための減額となっております。

17節備品購入費の内訳でございますが、まずタブレット端末整備における端末購入単価差額分が160万6,000円の減額、次に、電子黒板の購入単価差額分が48万4,000円の減額、次に、家庭用通信無線機器は生徒数の2分の1相当の台数696台を予定していたことに対して、これを3割相当の451台とした上での減少等により723万1,000円の減額、そして、オンライン学習用カメラ購入費では24万5,000円の増額とした上での計上となっております。

その下、保健衛生管理費17万7,000円の減額は、これも小学校費と同じように、コロナ禍で体力テストが実施できなかったことによるものとなっております。

続いて、2目教育振興費、説明の欄1、教育活動振興経費1,232万7,000円の減額は、コロナ禍により中学校部活動の各種大会等中止に伴う減額となっております。

次の2、就学援助費242万5,000円の減額の内容につきましては、下のページに続きますが、まず、要保護児童生徒就学援助費17万2,000円の減額は、修学旅行がコロナ禍の影響で中止となったため、この援助費分を減額しており、準要保護児童生徒就学援助費119万4,000円の減額は、予算現在額における援助見込み人数60人に対し61人分を見込むこととなりましたが、スキー教室中止により、この援助費分を差し引いた上での計上となっており、特別支援教育就学奨励費105万9,000円の減額は、予算現在額における見込み人数37人に対し39人の実績見込みとしておりますが、スキー教室中止等による一人当たりの奨励費を見直した上での減額となります。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、説明欄2、幼稚園運営経費につきまして247万5,000円の減額をお願いするものです。内容としましては、17節備品購入費、4月開園のよつば幼稚園送迎バスの購入による契約の入札残金によるものです。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 続いて、説明欄3、幼稚園施設管理費は40万9,000円の補正減をお願いするものでございます。17節備品購入費について、小学校、中学校施設管理費と同様、手回し式水道蛇口をレバーハンドルに交換する費用としていますが、交換費用については需用費等で対応したため、購入費用の契約差金40万9,000円を減額するものとなっております。

ございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく2目教育振興費、説明欄1、教育活動振興経費10万1,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、7節報償費、参加賞等7万1,000円の増額となります。よつば幼稚園開園に伴う開園記念品の購入費です。

同じく13節使用料及び賃借料、次のページをお開きください。

自動車借上料17万2,000円の減額となります。内容としましては、幼稚園の園外保育に係るバスの借り上げの使用料ですが、実績によるための減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） それでは、続きまして、生涯学習所管の補正予算について説明を申し上げます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金、2、補助金、各公民館整備費補助金、説明欄2、社会教育総務事務費で16万9,000円の補正増をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、交付申請がありました第二東宝区及び上合区の公民館改修によるものでございます。

次に、説明欄3、社会教育活動総合事業で、7節報償費、各種講座講師謝金で47万4,000円の補正減及び説明欄4、青少年事業費、7節報償費、青少年相談員謝金で64万5,000円の補正減をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、コロナ対策による事業中止や縮小に伴い、事業実績見込みによる減額でございます。

次に、説明欄6、新入学児童用ランドセル購入事業、7節報償費、新入生児童記念品で86万1,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、新入学児童の記念品でありますランドセルの契約額確定によるものでございます。

続きまして、65ページをお開き願います。

2目公民館費、説明欄2、公民館事業費、7節報償費、各種講座講師謝金で46万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナ対策による事業中止に伴う実績見込みにより減額でございます。

続きまして、説明欄3、小川公民館施設維持管理費、10節需用費、5、光熱水費で実績見込みによるもので33万9,000円の補正減、6、修繕料で8万5,000円の増額をお願いするも

のでございます。

次に、説明欄 4、美野里公民館事業費、7 節報償費、各種講座講師謝金で68万円の補正減をお願いするものでございます。こちら、内容といたしましては、コロナ対策による事業中止に伴う実績見込みによる減額でございます。

次に、説明欄 5、美野里公民館施設維持管理費、10 節需用費、6、修繕料で15万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、消防設備器具の改修をするものでございます。

次に、説明欄 6、羽鳥公民館施設維持管理費につきましては、使用料の歳入減に伴う財源内訳変更によるもので、特定財源その他 3 万円を減にいたしまして、一般財源 3 万円を増とする補正になります。

次に、説明欄 9、農村環境改善センター施設維持管理費、10 節需用費、6、修繕料で74万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、消防設備器具の改修を行うものとしております。

次に、説明欄10、田丸公民館事業費、7 節報償費、各種講座講師謝金及び11 節役務費、5、保険料、13 節使用料及び賃借料で、計30万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナ対策による事業中止等に伴う実績見込みによる減額でございます。

次に、説明欄11、玉川地区学習等共用施設維持管理費につきましては、使用料の歳入減に伴う財源内訳変更、特定財源その他 7 万円を減にいたしまして、一般財源 7 万円を増額とする補正によるものでございます。

続きまして、66ページをご覧ください。

3 目図書館・資料館費、説明欄 3、図書館運営費、7 節報償費で16万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナ対策に伴う事業中止による実績見込みによる減額でございます。

次に、説明欄 4、小川図書館・資料館施設維持管理費につきまして、10 節需用費、修繕料で29万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、公用車の車検整備及び消防設備器具の改修をするものでございます。

次に、説明欄 5、資料館運営費、7 節報償費で 8 万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナ対策による事業中止に伴う実績見込みによる減額でございます。

続きまして、67ページをお開き願います。

4目やすらぎの里運営費、説明欄2、やすらぎの里運営費、7節報償費及び11節役務費、5、保険料で、計2万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナウイルス対策による事業中止等に伴う事業実績見込みによる減額でございます。

続きまして、5目生涯学習センター費、説明欄2、生涯学習センター施設維持管理費、10節需用費及び13節使用料及び賃借料、複写機使用料で、計190万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナ対策による休館及び事業中止等に伴う実績見込みによる減額でございます。

説明欄5、しみじみの家維持管理費、10節需用費及び11節役務費、3、手数料で、計28万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、コロナウイルス対策による休館等に伴う実績見込みによる減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 同じく67ページ下段をお願いいたします。

同じく6項保健体育費、1目保健体育総務費に575万6,000円の補正減をお願いするものでございます。

68ページのほうをお願いいたします。

右側説明欄の2、保健体育事務費で133万6,000円の補正減をお願いするものであります。内容につきましては、報酬、旅費、負担金補助及び交付金、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で、予定しておりました研修などの中止に伴います関連する経費を減額するものでございます。

続きまして、説明欄の3、体育振興活動経費で438万3,000円の補正減をお願いするものとなります。内容としましては、報償費、需用費、委託料、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で予定しておりました体育行事の中止決定に伴うものや、事業費の確定に伴い、関連する経費を減額するものでございます。

同じく2目体育施設費に560万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

右側に参りまして、説明欄1、小川運動公園施設維持管理費で36万3,000円の補正減をお願いいたします。内容としましては、需用費、こちらは新型コロナウイルス感染症に伴いますグラウンド利用制限による利用機会の減少に伴うものでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

17節備品購入費に13万7,000円を増額するもので、こちらはグラウンド整備用のランニン

グマットの購入費用となります。

続きまして、説明欄 2、希望ヶ丘公園施設維持管理費で200万円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、需用費、こちらは新型コロナウイルス感染症に伴いますグラウンド利用制限によります利用機会の減少に伴うものでございます。

続きまして、説明欄 3、市内体育施設維持管理費で324万5,000円の補正減となります。内容につきましては、委託料の中の、こちらは公共施設予約システム導入委託料の事業費確定に伴います経費を減額するものとなっております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） 続きまして、3目共同調理場経費、説明欄 4、小美玉市共同調理場運営経費につきまして436万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、10節需用費、修繕料461万8,000円の増額補正につきましては、施設設備や厨房機器の経年劣化や不具合による故障に伴う交換修理でございます。主なものとしたしましては、蒸気発生器の熱交換器、炊飯器ヒーターユニット、冷凍庫コンプレッサー等の交換修理を行うものでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金、補助金25万3,000円の減額補正につきましては、学校臨時休業補助金の金額確定に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 続きまして、ページの一番下、13款諸支出金、1項基金費でございます。ページは71ページをお願いいたします。

ページの下から2番目、19目情報教育支援基金費、説明の欄 1、情報教育支援基金費では、9,248万7,000円の増額をお願いするものでございます。増額の理由は、財源となる特定防衛施設周辺整備調整交付金の本年度分交付額が確定したことによる基金積立金を計上するものとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯教育課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） 続きまして、72ページをお開き願います。

同じく21目図書館図書資料等整備基金費、説明欄 1、図書館図書資料等整備基金費につきまして、24節積立金として490万円の補正増をお願いするものでございます。これは、特定



防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする図書資料等購入事業として基金積立金とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、同じく22目文化施設等維持管理運営等事業基金費、説明欄1、文化施設等維持管理運営等事業基金費につきまして、基金積立金といたしまして8,300万円の補正増をお願いするものでございます。先日の全員協議会でご説明しましたとおり、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする基金事業として、新たに小美玉市文化施設等維持管理運営等事業基金を設置し、基金積立金として本年度から令和11年度まで積み立て、令和3年度より基金の原資及び運用益を取り崩し、順次文化施設等の充実を図り、地域住民の実情に即した親しみやすい文化施設として広く利用されるよう、サービス体制の強化に努めていくものでございます。

以上、文教福祉常任委員会所管の補正予算の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） 何点か、お疲れのところ申し訳ありません。質問させていただきます。

17ページ、諸収入の雑入のところで、生活保護費返還金1,030万というふうになっているんですけども、これ、返還される根拠というか、理由を教えてくださいんですけども。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） ただいま香取委員のほうから質問がありました、生活保護の返還金の件でございます。

生活保護の法の第63条と第78条という、返還金の根拠があるんですけども、63条につきましては、急迫の場合において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

法律の文面で言うとそのようになるんですが、簡単に言いますと、老齢年金や障害年金など各種年金等の遡及受給、そういったものを受けたときに、結局、生活保護費を今まで受け

てはいたわけなんですけれども、後になって年金等が入ったので、その金額に見合った分、結局、払った生活保護費のほうが多ければ、遡及していただいた年金は全額お返しいただく。また、生活保護費のほうが少なければ、年金の中からその支払った生活保護費分だけを返しいただくというような形になります。

また、生活保護法の第78条というものがあまして、こちらのほうは、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者があるときは、保護を支弁した都道府県または市町村の長は、その費用の全部または一部をその者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるというふうに定められております。

こちらのほうは、生活保護を受けている方というのは、例えばお仕事とかをした場合に、その収入額というのをきちんと報告をする義務があるんですけれども、こちらに報告をせずに就労等をしまして、そのお金を黙って自分のほうに着服してしまった、そういったものをこちらのほうが、本人からではなく、例えば税務課なんかの申告の、課税の状況とか、そういったもので後から知ったりというような場合には、こちらのほうでそれに対して徴収することができるというふうになっております。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 法律の根拠については分かりました。

これ、ちょっと参考までに、人数というか、その根拠は分かったんですけれども、不正をして返還したのか、せざるをということで露呈してしまったのかということなんです、その内訳の人数だけでも、分かるようでしたら教えていただきたいんですが。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 収入されたものの件数を確認したのですが、63条該当で返していただいたのが23件、78条該当で返していただいているのが3件というふうになっております。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

ということは、合計で26件で、63条のほうは、つまり年金等、要するに受けてはいたんですけども、受けたということで、生活保護費とを相殺するために、それは返さなければいけないということが23件、78条のほうは非常に不正行為があつて、法律に基づいて返還を要するということが3件ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） そのとおりでございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

2点目なんですけど、34ページ、民生費の敬老会事業、12委託料、減額補正119万7,000円、敬老祝い品配送業務委託料、これはヨーグルトの配送で、これ、コロナウイルスの、たしか280万ぐらいの予算で、市の皆さんが今までは直接配送していた分を宅配業者に委託するという事だったと思うんですけども、119万7,000円が減額ということで、これ、配達件数等のもし、内訳、実績の詳細が分かりましたら、教えてください。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 香取委員のご質問にお答えいたします。

計上は3,000件で計上してございまして、実績といたしましては1,512件でございました。その差額のほうを補正減とさせていただいております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。

これについても1点だけなんですけど、宅配業者に依頼をして配送していただいたんですけども、どうしても不配とか、どうしても会えずに、面談取れずに不可能で戻ってきてしまったということは、それは把握されているのでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 現在、手持ち資料ではございませんが、1件1件、データがございまして、受け取り拒否も含めてお届けできなかった方の名簿等も管理してございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。

3点目、最後なんですけど、38ページ、民生費、民間保育所等補助事業の民間保育所等職員応援給付金1,215万円、これ、いろいろほかの議員さんからも、何とかならないかということで要望が上がっていたことがここで実現するに至ると思うんですけど、この単価というか、対象人数と単価を教えてください。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、香取委員のご質問にお答えいたします。

民間保育所等応援給付金でございますが、対象人数としましては405人、単価が1人3万円となっております。合計1,215万円としております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

植木委員。

○7番（植木弘子君） 長時間にわたってお疲れさまです。

確認、また要望も含めて行わせていただきたいと思います。

まず、35ページをお開きいただきたいと思います。

これ、毎回予算のたびに、補正予算とかで発言させていただいている部分になりますが、障害者福祉費ということで、特定疾病療養者見舞金120万円、今回は減ということですので、それについてももう少し詳細のご説明いただきたいと思います、初めに。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） それでは、ただいまの植木委員の質問につきましてご説明させていただきます。

特定疾病の見舞金といたしまして、当初の見込みにつきましては、指定難病のほうで265件、小児慢性特定疾病のほうで35件、合計で300件というふうに見込んでおりましたけれども、実際の実績につきましては小児慢性疾病のほうで19件、指定難病のほうで211件で、合計230件というような申請でございました。そのため、予算の残金を減額させていただきました。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 突然で詳細がすぐ出していただきまして、ありがとうございます。

これ、なぜ毎回質問するかといいますと、この特定疾病見舞金ということで、成人の疾病に関して2万円で、小児の疾病に関して1万円。予算が毎回、実際に執行した後オーバーしてしまうんでしたらば納得できるんですけども、以前の小児疾病に関して1万円になって

いる理由というのが、該当する疾病の数が小児の場合はかなり多いということで、1万円と  
いうような説明を受けましたが、実際にこれって、あくまでも見舞金になりますので、大人  
の病気の方、子供の病気の方の見舞金に差額が生じるということ自体が、どういう説明を受  
けても私自身納得できておりません。

ちょっと過去の予算と決算を比べさせていただきましても、平成29年で760万の予算で決  
算が426万、平成30年で750万の予算に関して決算が433万円、平成31年度690万に関して404  
万円、令和2年はまだ決算出ていませんけれども、予算に対して今回このような形で同じよ  
うに減額となっておりますので、これ、市長、本当にぜひ大人と子供の差をなく、見舞金と  
いう形ですので、ぜひ考え、その辺、十分に検討はさせていただいていると思いますので、変  
更をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

これに関して答弁は改めては結構ですので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

あと、続きまして、41ページになります。

説明欄の3の成人保健事業につきまして、先ほどコロナによって、やはり健診受ける方の  
人数が減っていつてしまっていることでの減額ということでした。

小美玉市に限らず、全国的にやはり、病院と健診と人が集まるところに行くのが不安だと  
いうことで、減少していつてしまったのかなと思います。

コロナ禍も今年中にもどうなるか分からない状況の中で、やはり健康管理ということは、  
国保とかそういった部分にも絡んできますので、コロナ対策になってしまうのかなと思いま  
すが、皆さんが安心して受診ができるような体制の整備と、またその周知というような形  
で、来年度につきまして行っていつていただきたいと思います。ちょっと業務が増えてい  
つてしまうかと思いますが、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） ただいまの植木委員のご質問にお答えをさせていただきます。

やはり、私ども見込んでいたとおり、健診事業に関しましては、やはり感染リスクに大変  
心配されて、受診がかなり減少している現状でございました。

通常の3割から4割の減少という、今の現状でございます。

来年度につきまして、ちなみに、すみません、1月、今年の1月以降の健診につきまして  
は、まず、全ての健診で予約制を取っております。市民の負担軽減ということもございまし  
て、ウェブ予約というのも導入いたしまして、1回の健診当たりの定員を定めた中で受付を  
させていただくということで、その辺で十分な感染症対策を取った上での実施ということで、

来年度考えております。

一応、その辺の感染症対策に関しましては、広報紙とホームページのほうで感染対策の徹底に取り組んでいるということも含めて、健診の予約制の導入に関して周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

もう既に、今年1月からのそういった形で、予約制という形で実施していただいているということですので、それを広く周知するという事は、そうなる課題に残っていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ごめんなさい、もう1点、これも要望、しつこい要望になります。

64ページ、補正で、決算ではないですけれども、補正でこういう形に数字が出たので、質問したくなってしまうので、確認させていただきます。

新入生ランドセル購入事業ということになります。七つのお祝いの事業として計上されているわけではなく、別個として新入生のランドセル、あくまで購入事業として予算が計上されていて、今回も86万1,000円の減額、前年度も72万6,000円の減額になっております。

1つ5万円として15個前後分の減額になっているかと思ひますので、そういった事業と予算と様々含め、十分に改良検討の余地があるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） ただいま植木委員からのご質問なんですけれども、このランドセルの単価なんですけど、一応、毎年見込みということでとっているような状況でもございます。

令和2年度につきましては、一応予算、単価見込みとして1万8,480円の掛けるの384個ということで、予算額709万7,000円というところになります。

今回、支出ということで額が確定したところなので、その分を今回減額したというような内容になっております。

こちらのほうは、引き続きランドセルの単価と、やはり発注数と、それからあとは時勢によりまして何か結構変動があるようなので、その辺も含めまして、今後の事業とか、そういうものと併せまして検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

今年度が単価数というのもお示しいただいて、1万8,000円ということで、正直言って、そのときによって流動的なものがあるんで、余裕を持っての予算が計上されているということは理解されましたので、それも含めて検討をお願いしたいと思います。

あと、本当最後、ごめんなさい、最後になります。

ページ戻りまして、38ページの保育所の件につきまして、民間の保育所の利用につきまして、一時預かりと放課後、ごめんなさい、ちょっとお待ちください。失礼いたしました。延長保育事業のほうの利用者減によるということで、昨年よりも大幅に減少になっていますし、あと、逆に一時預かり事業補助金のほうが増額ということで、これって単純にコロナの影響だったのかどうかの確認になります。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、植木委員のご質問にお答えいたします。

延長保育と一時預かりでございますが、人数的なものは把握してはいるんですけれども、これがコロナの影響かどうかでは、全く定かでは、確認はしてございません。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

サービス内容がちょっとニーズに合っていないのが、こういった形で表れているのかどうかという部分がありますので、もうちょっと数値に表れている、そういった部分も今後検討していただきたいと思います。その確認でした。申し訳ありません。

以上になります。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑ございませんか。

小川委員。

○14番（小川賢治君） 60ページの、竹原小学校の体育館改修工事なんですが、おおむね完成というか、使用できるのはいつ頃を見込んでおりますかね。1点だけ。

○委員長（木村喜一君） 長島施設整備課長。

○施設整備課長（長島正昭君） 竹原小学校の体育館の工事のスケジュールということだと思います。

現在、竹原小学校の体育館の長寿命化改修工事に係ります設計のほうを進めているところでございます。

こちら、設計の仕上がり到现在見込んでおりますのが、6月いっぱいから7月の頭くらいになるかを見込んでおります。そこから、工事発注に伴いまして1か月程度の手続等が生じる竹原小学校体育館の工事のスケジュールということだと思います。

現在、竹原小学校体育館の長寿命化改修工事に係ります設計のほうを進めているところでございます。

こちら、設計の仕上がり到现在見込んでおりますのが、6月いっぱいから7月の頭くらいになるかを見込んでおります。そこから、工事発注に伴いまして1か月程度の手続等が生じることから、夏休み、8月頃には工事のほうが発注できるようにしたいというふうに、担当のほうでは考えております。

工事の期間につきましては、令和3年度末、2月いっぱい、もしくは3月の頭くらいまでかかるのではないかと考えておりますが、3月には卒業式が行われます。ですから、卒業式は体育館で行わせたいという思いもありますので、それに間に合うように事業のほうを進めていきたいという形で、スケジュールを考えております。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） ありがとうございます。

令和4年の3月ということですね。ありがとうございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑ございませんか。

幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） すみません、37ページの説明で、子育て応援事業、臨時子育て給付金のほうの減額300万円、こちらもう一度、ちょっと説明のほうをお願いしたいんですが。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、幡谷委員のご質問にお答えします。

子育て応援事業の中の負担金補助及び交付金の中の臨時子育て給付金300万円の減額でございますが、国民全員1人ずついただきました定額給付金10万円につきまして、当市では4月28日以降の新生児に対しても10万円の支給をしております。

現在のところ、3月31日までの出生した新生児に対しまして、4月13日までに申請していただければ10万円の支給をするということで考えております。

今のところ、想定で予算額が3,000万円取ってあるんですけれども、そこを見込み人数を算出しまして、220人程度で2,700万ということを算出しまして、300万円の減額としております。



以上です。

○委員長（木村喜一君） 幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） 分かりました。

そのページ一番最下段、児童扶養手当経費、こちらの2,031万5,000円、こちらの減額のほうも、ちょっとお願いします。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 児童扶養手経費につきましては、現在のところ年に6回、2か月に1回の支給で計6回の支給をいたしております。

予算、ちょっとお待ちください。支給数としましては、大体2か月に1回で、380件程度の支給をしております、1回の支給につき約3,100万円の支給、6回分につきまして1億8,587万円の給付をしております。

そこを算出見込みをしましたところ、残り2,031万5,000円の減額ということで計算いたしました。

よろしくお願いします。

○委員長（木村喜一君） 幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） 今現在のこの見込みで2,031万5,000円の減額と。これは扶養手当の、ごめんなさい、もう一回ちょっとお願いしたいんですけども、対象になる方が、どのような形でこれ、いろいろ理由はあるかもしれませんが、必要なくなったのか、減ったのか、ごめんなさい、ちょっとその辺のこと、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 当初予算見込み時におきましては、前年度の人数、金額、決算等を踏まえまして予算を組んでおります。

金額が今回減額しておりますのは、対象予定人数が減ったということでの減額となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 幡谷委員、よろしいですか。

○9番（幡谷好文君） ありがとうございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算、当委員会所管事項について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） では、議案第22号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。

1枚目をお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,515万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ52億55万9,000円、診療施設勘定白河診療所の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,644万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,097万9,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

事業勘定の歳入の補正でございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税が4,458万1,000円の補正増、2目退職被保険者等国民健康保険税が14万円の補正減でございます。いずれも国保税の調定見込額の増減により補正するものでございます。

次に、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は43万6,000円の補正減で、収入見込額の減による減額でございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金は3万9,000円の補正

増で、補助金額の決定による増額でございます。

次に、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は285万6,000円の補正減でございます。内訳としましては、1節普通交付金が保険給付費等交付金分として271万1,000円の増、2節特別交付金のうち保険者努力支援分が578万9,000円の増、特別調整交付金が622万5,000円の減、県繰入金が513万1,000円の減となっており、いずれも保険給付費の支出見込額と実績を基に算出しております。

5ページをご覧ください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は2,127万2,000円の補正減でございます。内訳としましては、1節から6節までのそれぞれの繰入金の確定による増減によるものでございます。

同じく7款繰入金の3項1目直営診療施設勘定繰入金は1,000円の補正減でございます。

次の9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金は8万8,000円の補正減で、退職被保険者等保険税延滞金の収入見込額の減による減額でございます。

4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金505万8,000円の補正減と3目一般被保険者返納金38万3,000円の補正増は、いずれも収入見込額の増減によるものでございます。

6ページをお開きください。

事業勘定の歳出補正でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2の一般管理事務費9万円の補正増は、調整交付金システムの改修の委託料として6万6,000円、オンライン資格確認等運営負担金として2万4,000円を増額するものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、説明欄2の徴税一般事務費は、督促手数料の歳入額補正減による財源内訳補正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費とその2つ下の3目一般被保険者療養費は、保険給付費等交付金、普通交付金の歳入額補正増による財源内訳補正でございます。

2目の退職被保険者等療養給付費は158万6,000円の補正減で、退職被保険者の減少により退職被保険者等療養給付費負担金を減額するものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、増減はありませんが、内訳として月間分を9万円減額し、年間分を同額の9万円増額するものでございます。

8ページをお開きください。

同じく 2 款保険給付費の 2 項高額療養費、 2 目退職被保険者等高額療養費は37万8,000円の補正減で、退職被保険者の減少による減額でございます。

4 項出産育児諸費、 1 目出産育児一時金の1,092万5,000円の補正減は、支出見込額の減による減額でございます。

次に、 3 款国民健康保険事業費納付金は、特別交付金の歳入額補正による財源内訳補正でございます。

9 ページをご覧ください。

同じく 3 款国民健康保険事業費納付金の 4 項退職被保険者等分、 1 目精算後追加納付分の102万7,000円の補正増は、令和元年度国保事業納付金の精算により増額するものでございます。

次に、 6 款保健事業費、 1 項 1 目説明欄 2 の特定健康診査等事業費は、特別交付金の歳入額補正減による財源内訳補正でございます。

次に、 7 款 1 項基金積立金、 1 目支払準備基金積立金は、決算による剰余金1,745万4,000円を積み立てるものでございます。

10ページに移りまして、 9 款諸支出金、 1 項償還金及び還付加算金、 2 目退職被保険者等保険税還付金は、退職被保険者等保険税延滞金の歳入額補正減による財源内訳補正でございます。

3 項繰出金、 2 目直営診療施設勘定繰出金は1,135万1,000円の補正増で、診療施設勘定白河診療所へ繰り出すものでございます。 事業勘定の説明は以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課参事。

○医療保険課参事（重藤辰雄君） それでは、続きまして、診療施設勘定白河診療所につきまして説明をいたします。

18ページをご覧ください。

最初に、歳入の補正につきまして説明をさせていただきます。

1 款診療収入、 1 項外来収入でございますが、 1 目国民健康保険診療報酬収入から 5 目一般診療報酬収入につきましては、それぞれ実績見込額を精査しまして、合計で2,779万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次の 3 款繰入金、 2 項 1 目事業勘定繰入金につきましては、国県からの特別調整交付金によりまして1,135万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、19ページをご覧ください。

次に、歳出の補正につきまして説明させていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、説明欄 3 の診療所維持管理費につきましては、白河診療所閉所に伴う看板撤去及び電力契約種別の変更配線工事により、13万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次の 2 款 1 項医業費でございますが、2 目医療用消耗機材費から次の 20 ページの 4 目委託検査費につきましては、それぞれ実績見込額を精査しまして、合計で 1,670 万円の減額をお願いするものでございます。

令和 2 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 22 号 令和 2 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 23 号 令和 2 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） それでは、議案第23号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1枚目をお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,803万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億175万7,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は1,032万円の補正増、2目普通徴収保険料は544万6,000円の補正増で、いずれも保険料の調定見込額の増加によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金37万1,000円の補正減は、総務費の歳出額補正減に伴うものでございます。

2項保険基盤安定繰入金1,256万6,000円の補正増は、低所得者に対する保険料軽減分を補填する県負担金の増額によるものでございます。

5款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金は7万2,000円の補正増で、収入見込額の増額によるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

歳出の補正でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2の一般管理事務費は、延滞金の歳入額補正増による財源内訳補正でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2,833万2,000円の補正増は、納付金額の決定により増額するものでございます。

令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）の説明につきましては以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第27号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1枚目をお開き願います。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,342万1,000円を減額いたしまして、総額を39億4,578万1,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ14万円を減額し、総額を646万2,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

1款保険料でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございますが、対象者数の増加によりまして総額2,066万3,000円の補正増をお願いいたします。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料でございますが、収入見込みの増に伴います2万円の補正増をお願いします。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございますが、介護給付費の実績見込みによりまして、56万4,000円の補正減をお願いいたします。

その下、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金でございますが、3,732万6,000円の補正減をお願いいたします。こちらは、介護給付費及び地域支援事業対象経費の見込額の減額による調整でございます。

その下、2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業ですが、介護予防教室に係る経費と調整交付金歳入見込額の減と介護給付費及び地域支援事業対象経費の見込額の減額による、204万7,000円の補正減をお願いいたします。

続いて、3目地域支援地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外でございますが、包括支援事業・任意事業の見込額の減額によります、104万2,000円の補正減をお願いいたします。

その下、4目保健所機能強化推進交付金でございますが、今年度の交付決定額によりまして、39万5,000円の補正増をお願いいたします。

続きまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございますが、介護給付費の実績見込みによります、38万円の補正減をお願いいたします。

同じく2目地域支援事業支援交付金でございますが、地域支援事業対象経費の実績減によります、276万4,000円の補正減でございます。

6ページをお開き願います。

続きまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金でございますが、介護給付費の実績見込みによります、10万7,000円の補正増をお願いいたします。

次に、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業でございますが、地域支援事業対象経費の実績見込み減によります、127万9,000円の補正減。同じく2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外でございますが、地域支援事業対象経費の包括的支援事業・任意事業の実績見込みから、52万1,000円の補正減でございます。

その下、3目地域医療介護総合確保基金事業補助金でございますが、増床施設の辞退及び新設施設の建設延期によります、1億68万円の減額となっております。

その下、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金ですが、介護給付費見込み減による市の負担分として、17万6,000円の補正減をお願いするものです。

同じく2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業でございますが、同じく対象経費の実績見込み減によります、127万9,000円の補正減となります。

その下、3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外は、同じく52万



1,000円の補正減。同じく4目低所得者保険料軽減繰入金ですが、14万4,000円の補正減をお願いするものです。こちらは、一般会計のほうに一旦入りまして、そこからこちらに繰入れしているものでございます。

同じく5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金でございますが、1,059万1,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは人件費等の減額によるものでございます。

その下、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、392万7,000円の補正増をお願いいたします。調整交付金の歳入見込みの減額によります基金からの繰入金になります。

7ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

3項介護サービス事業勘定繰入金、1目介護サービス事業勘定繰入金でございますが、76万円の補正増をお願いいたします。サービス事業勘定内の委託料の実績の減から差額を保険事業勘定へ繰り入れているものでございます。

その下、9款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金でございますが、収入見込み増から2万円の補正増をお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ、8ページをご覧いただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、総額で1億555万9,000円の補正減をお願いいたします。説明欄2の一般管理費の補正の内容といたしましては、研修等がウェブ研修になった等によります旅費の3万9,000円の減額、また、歳入のほうでも説明いたしました。補助予定でありました増床施設の辞退と新設施設の建設延期から、1億68万円の補正減をお願いするものでございます。

その下、2項徴収費、1目賦課徴収費でございますが、総額で25万7,000円の補正減をお願いいたします。対象者減によります郵便料24万5,000円と、コンビニ収納手数料に係る1万2,000円の減額でございます。

その次のページになりますが、次に、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費でございますが、95万円の補正減になります。介護認定審査に当たります委員の報酬について、今後の開催回数見込みによります補正減でございます。

その下、2目認定調査等費でございますが、209万1,000円の補正減をお願いいたします。内容といたしましては、介護認定審査会に必要な主治医意見書作成手数料の実績と今後の見込数によります180万円の補正減、12節認定調査員委託料の29万円の補正減、調査に係りま

す駐車料金の補正減となっております。

次に、4項趣旨普及費でございますが、総額29万7,000円の補正減をお願いいたします。リーフレット見積単価の減額によります事業完了における補正減額になります。

次のページ、10ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、こちらは調整交付金の歳入見込み減によります財源内訳補正でございます。

同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費でございますが、総額で433万9,000円の補正減をお願いします。主な内容といたしましては、介護予防サービス給付費の実績の減によります補正減でございます。

その下、10ページの下の方ですが、3項その他諸費、1目審査支払手数料で4万円の補正増をお願いいたします。手数料として、利用者増加のため補正増となっております。

その下、11ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費でございますが、こちらも財源内訳補正となっております。

その下、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費で総額566万3,000円の補正増をお願いいたします。利用されます該当者が増加したことによります補正増になります。

次に、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費でございますが、74万1,000円の補正減をお願いいたします。当初予定人数より利用者が減となったことによります補正減となります。

同じく2款保険給付費、7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費ですが、総額276万4,000円の補正減をお願いいたします。こちらも該当者の減による補正減でございます。

12ページをご覧ください。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費でございますが、総額で983万6,000円の補正減をお願いいたします。コロナ禍におけます介護予防教室開催数減等の実績に伴います補正減となっております。

次のページでございます。

13ページの2項包括的支援事業・任意事業費でございます。総額で426万7,000円の補正減をお願いいたします。主な内容としては、研修会の開催ができなかったということもござ

いますし、委員会報酬のほうも、実際に行えなかった地域包括ケア会議等の書面開催等もございましたので、それに伴います講師謝金等、必要経費の主な見込額によります減額になります。

次のページ、14ページをお願いいたします。

2項包括的支援事業・任意事業の中の2目任意事業でございますが、37万円の補正減をお願いいたします。内容といたしましては、家族介護用品支給事業費でございますけれども、当初の予定数よりも利用者が減ったためによる補正減でございます。

次の3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費でございますが、総額で61万2,000円の補正減をお願いいたします。こちらもコロナ禍によりまして介護予防教室に係る経費が利用者数の減による補正減でございます。

その下、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございますが、総額で984万2,000円の補正減をお願いいたします。先ほどもお伝えしましたが、調整交付金の歳入見込み減によります介護給付費への充当になっております。

次の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者保険料還付金でございますが、330万円の補正増をお願いいたします。今後の還付見込額の増額によります補正増となります。

最後に、介護サービス事業勘定をお願いいたします。

24ページでございます。

歳入についてご説明いたします。

2款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入でございますが、コロナ禍での利用者見込みの減に伴います、14万円の補正減をお願いいたします。

その下、歳出でございます。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費でございますが、14万円の補正減。内容といたしまして、介護予防プラン作成委託料の90万円の補正減、歳入歳出の差の収支を見た介護保険特別会計繰出金76万円の補正増となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） すみません、1点だけお願いします。

6 ページ、県支出金の 1 億 248 万円の減額補正、地域医療介護総合確保基金事業補助金が減額補正になっています。これは、対象となる施設の辞退及びその後の開所が延期になったということなんですけれども、これは市のほうで意見書をつけて県の認可事業というふうに認識しているんですが、延期ということで、特に県の認可も含めてその経緯というか、混乱は生じなかったのかなという率直な思いなんです、分かる範囲で結構ですので説明をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） ただいまの香取委員のご質問には、言える範囲で申し訳ございませんが、お答えいたします。

辞退されました施設についても、もちろん計画にのっとってございますので、辞退に当たっての手續等について、市のほうでそういった書類のほうを提出するという手續を取っております。

延期されました事業所については、計画の変更ということもありますので、また新たな計画のほうをご提出いただきまして、それについて新たにまた意見書を添付して、それを提出するという形になりますので、そういった、もちろん直接打合せ等もお願いしてございましたが、そういう事務手續上で担当者が中心となって対応してまいりました。その結果、今年度中に建設予定がないと。

こちらのお金のほうは、県のほうから私どもの会計を通して直接、法人さんのほうに行くお金ではございますが、今年度中に建設しなければ届かないお金でございますので、補正減ということになってございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

県のほうから、この変更については非常に問題視されるということはなかったんでしょうか。それだけちょっと 1 点、最後に。変更が了承されたことについても、問題視というか、1 億円のお金なので、変更について問題になるということはなかったのか、それだけちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 問題といたしますか、大変協議はいたしました。すみません、それ以上は。協議はしっかりさせていただきました。すみません、よろしく申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） 今回の件、私もちょっと1点だけ聞きますけれども、これは、私、前も質問した経緯があると思うんですけれども、全部、増床、新築、先ほど言ったように辞退、それから計画変更、何業者でどこなのだから名前は言えますよね、お願いします。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 増床辞退と延期の事業所名でよろしいでしょうか。

〔「よろしいです」と呼ぶ声あり〕

○介護福祉課長（太田由美江君） はい。増床辞退はサンホーム竹原さんです。延期は、仮の名称でございますが、愛の会といたしまして美野里陽だまり館さんの新設建設の1件でございます。以上です。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） これは事情があってそうでよろしいんでしょうけれども、前、予算審議か何かのときに聞いたときには、4つなかったですか、いわゆる事業主というか。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） もう一つ手を挙げていた事業所さんもありましたが、計画提出の前にご辞退されまして、この予算には関わらないと言うと変ですけれども、予算の対象の施設としては対象にならないというところでご辞退された事業所さんがもう一つございました。すみません、そちらの事業所さんは、もう計画提出の前にご辞退されたので、お名前は申し上げないでよろしいでしょうか、すみません。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） 了解しました。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

続いて、その他ですが、執行部のほうから何かございますでしょうか。

片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） それでは、すみません、よろしく願いいたします。

皆様には本日、資料としてご用意をさせていただきました、ページの上のところに括弧書きで記載させていただいている、まず、小美玉市いじめ防止推進委員会設置条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

この議案案でございますが、4月からの組織改編に伴うものとなっておりますが、本議会定例会における議案配付の時点では、組織改編に伴う附則改正が教育委員会の承認を得ていない状況であったため、今回このような別途に切れております。本来であれば、本議会定例会の当初の議案として提出をした上で、本常任委員会でのご審議をいただくところでございますが、このようなことになりましたことをおわび申し上げ、ただいま議会最終日の追加議案といたしたく、準備を進めているところでございます。

そこで、本常任委員会の皆様には、この改正について事前にお知らせをいたしたく、触れさせていただきます。

今回の条例改正でございますが、具体的には資料の最後のページ、新旧対照表をお願いいたします。

組織の改編に伴いまして、現行、「教育委員会指導室」としているところを、改正案のとおり「教育委員会教育指導課」とするものとしております。

同様に、もう一つの資料をお願いいたします。小美玉市教育振興基本計画審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちら先ほどのものと同じような改正となっております、最後のページをお願いいた

します。

こちらに記載のとおり、「学校教育課」としているところを「教育企画課」に改めるものとしております。

以上、簡単でございますが、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で、その他としての追加の執行部からの説明が終わりました。

ただいまの件について、何かございますか。

長津副委員長。

○副委員長（長津智之君） 今の2つのあれなんですけれども、小美玉市教育振興計画審議会条例といじめ防止推進委員会の設置条例の中で、片方、第3条、5人以内の委員で組織いただく、もう片方が第3条の15人以内で組織云々、これはもう名簿ができていれば、ぜひ提出をしていただきたいと思うんですけれども、できたら、後で。また今から設置するんでしょうけれども、そのときよろしく願います。6月まで議会はありませんので、よろしく願いたいと思います。

〔「ぜひ全員」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ほかにただいまの件で何かございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようでしたら、もう少し執行部のほうから、さらにその他がございましたら、どうぞ。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 医療保険課からなんですけど、小美玉市医療センターについて、進捗状況等ご説明及びご報告させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

〔資料配付〕

○医療保険課長（島田視一君） すみません、今、お配りしました資料でございますが、この件につきましては、議会最終日の全員協議会においてもご説明する予定でございます。

この資料で前もって進行状況等、私のほうから簡単にご説明、ご報告等させていただきたいと思います。

A4の小さいほうの資料の1枚目をご覧ください。

この資料に沿ってご説明いたします。

グランドオープンの期日でございますが、医療法人財団古宿会では、当初予定どおり、今月28日にグランドオープンする予定としております。

なお、この新病院のグランドオープンに合わせまして、医療法人財団古宿会設立55周年記念と今年4月、来月から社会医療法人財団への認可がされたことを兼ねた式典を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とすることになりました。

次に、新病院建設工事の延長についてでございます。

旧病院解体工事を進めていく過程において、敷地内の数か所に予期せぬコンクリート構造物が多数埋設されていたため、撤去作業に相当の日数を要することになりました。ここにつきましては、A3の写真、2枚あるかと思うんですけども、こちらが今回、敷地内の7か所からいろいろ埋設物が見つかったものの写真でございます。

これにより新病院の駐車場等の工事にも影響が生じ、工期を1か月程度延期をせざるを得ない状況となったことから、4月下旬の完了をめどに工事を進めているところでございます。

なお、グランドオープンの日は今月28日のままで変更はございません。

次に、旧病院の解体費用についてでございますが、資料のほうに示してあります請負金額等につきましては、昨年12月議会でお示した内容でございます。建物解体工事、アスベスト除去作業、医療機器産業廃棄物の処分に係る費用は、総額で2億6,338万8,950円となっており、多数の埋設物撤去作業がありました。今後この金額に変更はない予定でございます。

最後になりますが、新病院建設費用でございますが、先ほどご説明しましたとおり、新病院建設工事の工期が延長されたことによる新病院建設の費用総額が、現時点では未確定となっております。このため、令和2年度分として歳出予算化しておりました地域医療存続交付金のうち、新病院建設費用交付分の1億5,000万円につきましては、翌年度に繰越しさせていただきますと思います。

以上が小美玉市医療センターの現在の状況等についてのご説明及びご報告でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） ただいまの説明について、医療センターの件ですけれども、委員各位から何かございますか。

植木委員。

○7番（植木弘子君） 大変お疲れさまです。とんでもないものが出てきたということですが、これはあくまでも撤去作業だけで済むんでしょうか。何か調査等とか必要になってくるのか、



その辺のご説明をいただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 今のご質問にお答えします。

埋設されていたもの自体がかなり見当もつかない古いものでして、もう調査までしなくても、今の時点で撤去だけで済ませるということで進めております。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） では、ただいまの執行部からの件は、これで終わりにさせていただきます。

その他の当委員会に関する事で何かございましたら。

八木指導室長。

○指導室長（八木 健君） それでは、私のほうから全員協議会でも説明させていただきましたが、1月の市内中学校部活動において、生徒が外部からボランティアで協力していただいていた指導者の指導で発生した事故につきまして、改めてご説明させていただきます。

初めに、委員の皆様には今回の事案につきまして、大変ご心配いただいておりますこと、改めておわび申し上げます。

今回の事故を受け、教育委員会では、同様な事故の再発防止に向けまして、令和元年8月に策定いたしました小美玉市部活動の在り方に関する活動方針の見直しを行い、部活動の指導・運営に関わる体制につきまして検討を行い、活動方針の改定を行いました。

配付させていただいております資料、小美玉市部活動の在り方に関する活動方針改定版の5ページをご覧ください。

今回の事故を受け、教育委員会では、部活動において外部から指導に協力いただく方々について、ページ下段の四角囲みのように、指導に協力いただく方を4つの種類に分類して整備することといたしました。

それらの方々の活用につきましては、中段、項目キにありますように、事前に校長及び部活動顧問と「面談の内容」に記載されております内容について面談を行い、学校教育目標、部活動運営方針等について十分理解していただいた上で部活動に協力いただくように、今後してまいりたいと思います。

さらに、面談では、指導に協力いただく方からも、活動に関する不安などについて質問いただき、活動について学校側と協力いただく方との間で十分に共通理解を図り、安心して活

動していただけるよう配慮してまいります。

また、指導に協力いただく方の活動状況について、管理職が定期的に確認を行い、必要がある場合には外部から指導に協力いただいている方との面談を実施し、相談や支援のほうを行ってまいりたいと考えております。

今回の事故で、これまでの部活指導に外部から協力いただいている方々には、今後の活動についてご不安、ご心配をおかけしております。そのような方々に対しましては、今後、今回の活動方針の改定の趣旨等について、各学校において学校だより等で保護者、地域の方に広く周知を図るとともに、PTA総会、部活動保護者会等においても丁寧な説明を行い、引き続きご協力いただけるようお願いをしております。

委員の皆様には、ご理解をいただけますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 説明が終わったということですがけれども、これ、先日頂戴したものと、何か目立つ改定というか、あれからまた細かい、様々に精査して改定があったんですか。

○指導室長（八木 健君） これにつきましては、前回の全員協議会と同じもので、再度、この文教福祉委員会のほうで説明させていただくというお約束をしておりましたので、こちらで説明させていただきました。

○委員長（木村喜一君） せっかくですので、さっき再度頂戴した、これについて委員各位のほうで何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） それでは、ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

それでは、長津副委員長の方に交代いたします。



### ◎閉会の宣告

○副委員長（長津智之君） 皆さん、大変お疲れさまでございました。

以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時53分 閉会

